社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイド

平成 26 年 12月

特定非営利活動法人
ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム

目　次

第Ⅰ部　共通編 1
1．本ガイドについて 1
1.1　本ガイドの目的 1
1.2　本ガイド策定の背景 1
1.3　本ガイドで使用する用語の定義 1
1.4　本ガイドの想定利用者 4
1.5　ガイドの対象範囲 4
1.6　関連するガイド等 5
２．オープンデータの意義と実態について 6
1.1　オープンデータの背景、意義・目的 6
第Ⅱ部　オープンデータ化促進編 10
1　社会資本情報のオープンデータ化の意義について 10
1.1　社会資本情報のオープンデータ化と利用促進の意義 10
2　社会資本情報のオープンデータ化の状況 12
2.1　社会資本情報の提供者と保有データ 12
2.2　自治体における社会資本情報のオープンデータ化の現状 16
2.3　社会資本情報の公開／オープンデータ化の状況と入手方法 17
3　社会資本情報提供者におけるオープンデータ化に向けた基本事項 19
3.1　自治体のオープンデータ化の基本的な行動フロー 19
3.2　基本方針と合意形成に係る基本事項 20
3.3　管理・運用面に係る基本事項 22
3.4　技術面に係る基本事項 23
3.5　公開面に係る基本事項 26
3.6　広域連携・官民連携の推進に係る基本事項 28
４．社会資本情報サービス事業者に明示すべき事項 30
4.1　著作権と二次利用範囲の明示 30
4.2　データの正確性・品質等の明示 32
4.3　許諾・遵守事項の明示 32
4.4　制限・禁止事項の確認 33
4.5　免責事項の明示 34
4.6　他の情報提供サイトの利用規約との関係の明示 34
第Ⅲ部　二次利用促進編 35
1　社会資本情報提供者との関係における基本事項について 35
1.1　利用規約の確認 35
1.2　データの正確性・品質等の確認と訂正 36
1.3　著作権等の権利関係の確認 37
1.4　許諾・遵守事項の確認 38

1.5　制限・禁止事項の確認 39
1.6　免責事項（情報提供者側）の確認 39
2　社会資本情報サービス利用者との関係における基本事項 41
2.1　利用規約の作成 41
2.2　サービスの種類・内容、品質の明示 41
2.3　サービスのセキュリティ対策の明示 42
2.4　サービスの変更・停止・終了に係る事項の明示 43
2.5　サービスのサポート体制に係る事項の明示 44
2.6　サービスの会員登録、料金・決済方法の明示 44
2.7　免責事項の明示 45
2.8　禁止事項の明示 46
2.9　著作権等の権利関係に係る基本事項の明示 46
2.10　個人情報の取扱い・保護に係る事項の明示 47
2.11　その他法的事項の明示 47

参考資料 48

第Ⅰ部　共通編

本ガイドは、「第Ⅰ部：共通編」、「第Ⅱ部：オープンデータ化促進編」、「第Ⅲ部：二次利用促進編」の 3 部から構成される。第Ⅰ部共通編は、オープンデータガイドに準拠し、社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進のためのガイドを使用するための基本事項について解説する。

なお、データのオープンデータ化について、本ガイドラインに記載のないものは、「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年 7 月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）を参照すること。

1. 本ガイドについて

1.1 本ガイドの目的

「社会資本情報のオープンデータ化・二次利用促進ガイドのためのガイド」（以下、「本ガイド」という。）は、主に地方公共団体（以下、「自治体」という。）が社会資本情報をオープンデータとして提供する際に基本とすべき事項、また事業者等がオープンデータ化された社会資本情報を二次利用する際に基本とすべき事項を示すことを目的とする。

なお、本ガイドは、道路関係以外の社会資本分野におけるオープンデータ化の際にも、参考となる内容の記述に配慮している。

1.2 本ガイド策定の背景

国や自治体などが作成・保有する社会資本情報は、国民生活と密接に関係しているものであり、そのオープンデータ化が促進され、二次利用が推進されることで、社会・経済の活動の効率化、市民生活の利便性・安全性の向上、新たなサービスの創出に役立つことが期待される。

これを踏まえ、本ガイドは、総務省が平成 25 年度に実施した「情報流通連携基盤の社会資本情報における実証」で得られた知見や成果を元に、主に自治体が社会資本情報（主に道路関係情報）をオープンデータ化する際に基本とすべき事項、また事業者等がオープンデータ化された社会資本情報を二次利用する際に基本とすべき事項を示すことにより、社会資本情報のオープンデータ化の推進、二次利用を促進することを狙いとしている。

1.3 本ガイドで使用する用語の定義

・オープンデータ

営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開された、機械判別に適したデータ形式でのデータである。

・ 社会資本情報

本ガイドにおいては、道路や道路関連施設等に関する、設計前提データ、構造物データ（総称して、「道路関係情報」と呼ぶ。）のことをいう。正確には「社会資本情報（道路関係情報）」と記述すべきであるが、煩雑さを避けるために単に「社会資本情報」と記述する。

・ 社会資本情報提供者

「自ら保有する社会資本情報を、直接的または間接的に、媒体（電子、紙）を通して外部に公開している主体」と定義する（通常は公開していないが要求に応じて公開している主体を含む）。

・ 社会資本情報サービス

「社会資本情報提供者から提供される社会資本情報をもとに、それに付加価値をつけたサービス」と定義する。具体的には、プラットフォーム提供サービス、情報コンテンツ提供サービス、付加価値サービスなどを想定する。

なお、社会資本情報サービスには、社会資本情報と他の領域のソースデータ（地理空間メッシュデータ、地質・地形図データ、他の社会資本データ、経済社会データ、気象データ等）を組み合わせた、「データ連携／データマッシュアップ」によって生み出される、新しいタイプの高付加価値サービスも対象とする。

・ 社会資本情報サービス事業者

「社会資本情報サービスを市場において提供している事業者」と定義する。また、社会資本情報サービス事業者は、自ら保有する社会資本情報を、サービス主体となって利用者に対して提供する自治体等の行政機関を含むものとする。なお、社会資本情報サービス事業者が、自治体から入手したデータを加工し、その加工データを提供する場合には、社会資本情報提供者として位置づけられる。

・ 社会資本情報サービス利用者

「社会資本情報サービス事業者から提供される、社会資本情報サービスを利用する主体」と定義する。

・ 社会資本情報の一次利用

「社会資本情報を保有する自治体等が、内部での業務利用を目的として保有情報を利用すること」と定義する。

・ 社会資本情報の二次利用

「社会資本情報提供者の提供したデータを基に、社会資本情報サービス事業者・社会資本情報サービス利用者が何らかの編集・加工・改変等を行い、新たなデータを作成することや、社会資本情報提供者の提供したデータの単なる複製や再配布を行うこと」と定義する。

以上のように定義される社会資本情報に関連する主体間の相互関係を、図表Ⅰ―１に示す。

図表Ⅰ－１　社会資本情報に関連する主体間の関係

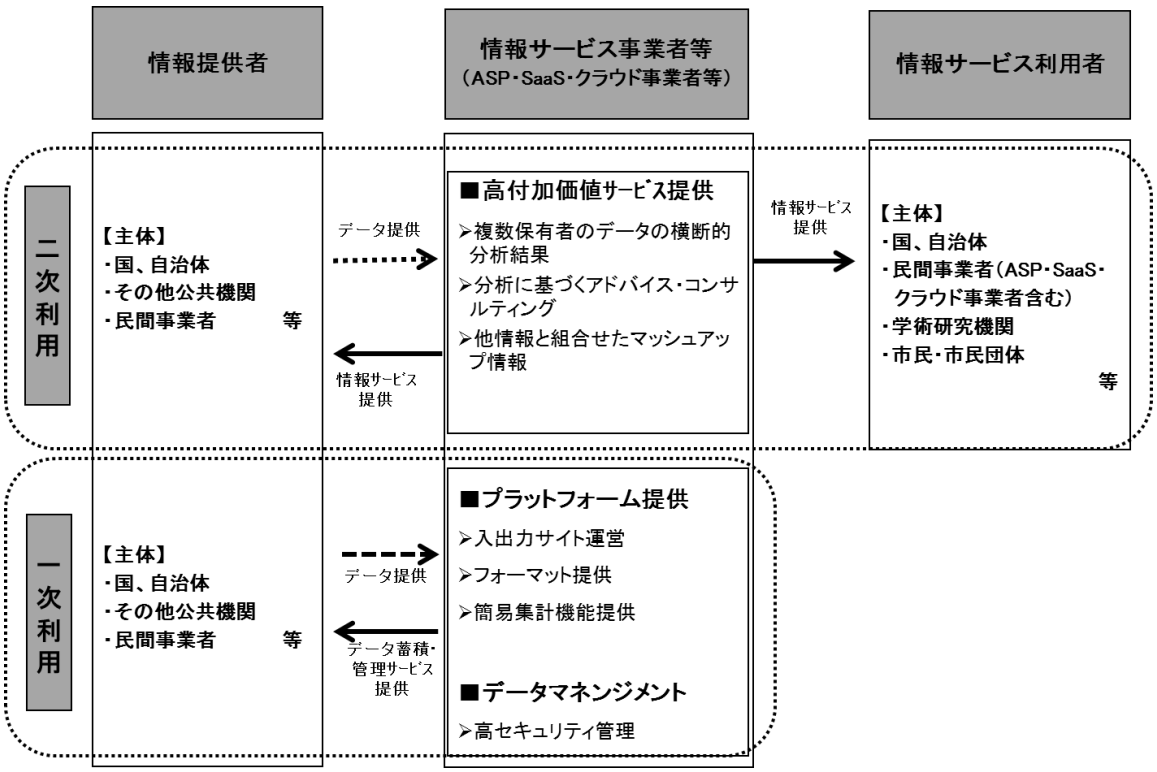

・ ASP・SaaS

ASP（Application Service Provider）及びSaaS（Software as a Service）は、基本的なビジネスモデルに大きな差異はないと考えられることから、「ASP・SaaS」と連ねて呼称することとし、ここでは、ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、あるいは、そのようなサービスを提供するビジネスモデルをいう。

・ ASP・SaaS 事業者

ASP・SaaS を行う事業者及び団体等である。ここでは、行政機関等の情報提供者から委託を受けて防災関連システムの運用を行っているベンダーや防災関連情報等を提供するポータルサイト運営事業者をいう。

・ マッシュアップ（Mash up）

社会資本情報サービス事業者及び社会資本情報サービス利用者が、複数の社会資本情報提供者の提供したデータ同士や、自らの保有するデータを組み合わせて、新たなデータを

作成すること。

1.4本ガイドの想定利用者

本ガイドの想定利用者は、社会資本情報提供者となりうる国・自治体等及び社会資本情報サービス事業者（特に ASP・SaaS・クラウド事業者）等の民間事業者を対象としている。また、二次利用により提供されるデータを利用して、さらにサービスを提供する（ｎ次利用を想定）社会資本情報サービス事業者も、本ガイドの利用者として想定している。

特に「第Ⅱ部：オープンデータ化促進編」は、自治体等の社会資本情報提供者が、社会資本情報の管理・提供にあたって使用することを想定している。

「第Ⅲ部：二次利用促進編」は、社会資本情報サービス事業者が、社会資本情報提供者から提供される情報を基に、社会資本情報の二次利用を行い、社会資本情報サービス利用者へ提供するにあたって使用することを想定している。

1.5ガイドの対象範囲

⑴ 対象とする社会資本

本ガイドは、「社会資本分野におけるデータガバナンスガイド」（平成 24 年 7 月、総務省）に示される社会資本の分類の中で「ユーティリティ施設」の「道路」を主な対象としている。

図表Ⅰ－2　社会資本の分類と具体例

区分	社会資本の例
ユーティリティ施設	道路、港湾、空港
生活環境施設	上水道、下水道、廃棄物処理施設、終末処理施設、公園、公営住宅
厚生福祉施設	国公立病院、保健所、社会福祉施設、児童福祉施設、労働福祉施設
文教施設	国公立学校（幼稚園～大学、各種学校）、社会教育施設、職業訓練施設、図書館
国土保全施設	治山・治水関連施設
その他	庁舎等、農林漁業施設、公共工業用水道

（注）〇主として国および地方公共団体等が保有するもの
〇民間の社会資本事業者が保有する鉄道、電力、ガス、通信事業に関わるものは対象外
〇原則として各種構造物としての社会資本であり、情報資産（特許情報等）のような広義の社会資本は対象外

（出所）「社会資本分野におけるデータガバナンスガイド」（平成 24 年 7 月、総務省）

⑵ 対象とするデータ

本ガイドが対象とするデータは、「設計前提データ」及び「構造物データ」とする。「設計前提データ」とは、地形や地盤情報等の道路等の構造物の設計や施工時の前提となる

データを指す。「構造物データ」とは、道路の線形や幅員、橋梁の構造等のデータを指す。

1.6関連するガイド等

本ガイドと密接な関連を有するガイドとして、以下のものが挙げられる。

「オープンデータガイド第１版」

平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム

「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」

平成 25 年６月 25 日、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定

「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」

平成 26 年３月 24 日、総務省

特に、社会資本情報のオープンデータ化の推進にあたっては、公共データのオープンデータ化における利用ルールと技術について記載されている「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）を、本ガイドと合わせて参照されたい。

また、国におけるオープンデータ化の基本的考え方や方法を知りたい場合には、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」を参照されたい。

なお詳細については、それぞれのガイド等を参照すること。

2．オープンデータの意義と実態について

1.1 オープンデータの背景、意義・目的

(1) オープンデータの背景

国においては、オープンガバメントから取組みが始まり、2012 年 7 月 4 日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部で決定された「電子行政オープンデータ戦略」を契機として、オープンデータに関する取組みが急速に進んでいる（図表 Ⅰ-~~図表 Ⅰ-~~3）。

2013 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」や「世界最先端 IT 国家創造宣言」においても、オープンデータは重要な政策の一つとして取り上げられている。

図表 Ⅰ-3 オープンデータに関する政府等の主な動向

年月	名称・URL	位置づけ
2009.10.14	電子経済産業省アイディアボックス公開	経済産業省
2010.07.29	「オープン・ガバメント・ラボ」公開 http://www.openlabs.go.jp/	経済産業省
2011.03.15 ～現在	東京電力の計画停電、電力データ公開	東京電力
2011.0701	「データボックス」公開 http://databox.openlabs.go.jp/	経済産業省
2012.01.17	復旧・復興支援制度データベース（制度のオープン化） https://www.r-assistance.go.jp/	内閣官房、復興庁、経済産業省
2012.07.04	電子行政オープンデータ戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei.html	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
2012.07.27	オープンデータ流通推進コンソーシアムの設立 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000047.html	オープンデータ流通推進コンソーシアム
2012.09～ 現在	オープンデータ実証実験（情報流通連携基盤の開発等） http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/opendata03.html	総務省
2013.01.18	「Open DATA METI」（β版）公開 http://datameti.go.jp/	経済産業省
2013.03.28	電子行政オープンデータ実務者会議設置 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定 （2012.11.30～2013.03.27 は企画委員会の下に設置）
2013.04.19	情報通信白書及び情報通信統計データベースのオープンデータ化 http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/open.html	総務省
2013.06.10 ～順次試行	統計におけるオープンデータの高度化 （API 機能の提供、統計 GIS 機能の強化等） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei01_02000024.html	総務省統計局、独立行政法人統計センター
2013.06.14	日本再興戦略 （公共データの民間開放と革新的電子行政サービスの構築） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf	閣議決定

年月	名称・URL	位置づけ
2013.06.14	世界最先端 IT 国家創造宣言 （オープンデータ・ビッグデータの活用の推進） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf	閣議決定
2013.06.14	電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou3.pdf	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
2013.06.18	オープンデータ憲章 （原文） https://www.gov.uk/government/publications/open-data-charter （邦訳） http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html	G8 サミット（英国ロック・アーン）での合意
2013.06.25	二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf	各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定
2013.10.29	日本のオープンデータ憲章アクションプラン http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai53/plan_jp.pdf	各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定
2013.12.20	政府データカタログサイト試行版「DATA.GO.JP」公開 http://data.go.jp/	内閣官房
2014.04.25	電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai56/seibi2.pdf	各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定
2014.07.31	オープンデータガイド　　第１版	オープンデータ流通推進コンソーシアム

（出所）「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年 7 月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）より作成

⑵ オープンデータの意義・目的

電子行政オープンデータ戦略 （平成 24 年７月４日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 決定）において、オープンデータの意義・目的について、以下の３点が挙げられている[1]。

■透明性・信頼性の向上

■国民参加・官民協働の推進

■経済の活性化・行政の効率化

また、これを受けてから「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成 25 年６月 25 日、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、オープンデータの意義として次の３点が挙げられている。

[1] 脚注３に同じ

■経済の活性化、新事業の創出

データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることからコスト圧縮ができ、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。（例えば、気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析してビジネスに活用するなど）

■官民協働による公共サービス（防災、減災を含む。）の実現

複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。（例えば、子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信が可能となるなど）

■行政の透明性・信頼性の向上

政策・事業に関する計画、決定過程、決定内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、政策の変化・特徴の把握や、政策の妥当性の理解・評価ができる。（例えば、補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別に分析するなど）

ア「オープンデータ」と言えるための条件と定義

オープンデータの定義は、「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）による定義を引用すると、次のとおりである。

『「オープンデータ」とは、「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開」された、「機械判読に適したデータ形式のデータ」である。』

（ｉ）営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであること

二次利用が可能な利用ルールについて、データ所有者が予め許諾していることを明示することが必要となる。例えば、著作物には著作権が発生するが、二次利用を広く認めるには、その著作権の不行使を予め宣言しておくことが求められる。他方、各府省のホームページの利用条件を見てみると、無断での改変を禁じているものや、数値データ等、著作物に該当しないデータについて、著作権の対象であるような包括的な表現となっている場合もあった。しかし、平成 26 年６月 19 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で、各府省のホームページにおいては、「政府標準利用規約（第１.0 版）」を適用することが決定した。これにより、各府省のホームページにおいて、二次利用が可能な利用ルールの明文化がされた。「政府標準利用規約（第１.0 版）」については、「オープンデータ化ガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）を参照すること。

（ii）機械判読に適したデータ形式であること

コンピュータが自動的にデータを再利用するためには、コンピュータが、当該データの論理的な構造を識別（判読）でき、構造中の値（表の中に入っている数値、テキスト等）が処理できるようになっていることが必要となる。機械判読が容易なデータ形式には、いくつかの段階があるが、画像ファイルや PDF 等の形式では、コンピュータプログラムがその中のデータを識別することは困難となり、二次利用をするためには、人手による再入

力が必要となる。例えば、東日本大震災発生時には、行政の保有する避難所情報などの震災関連情報を地図データ等を利用して広く周知させようとしても、データの形式の問題で人手によって再入力しなければならないなど、情報の集約や二次利用に多くの時間と手間が必要とされるケースが散見された。

イ　オープンデータの５つの段階とデータ形式

オープンデータは、機械判読の容易性、著作権等の扱いにより、その開放性の程度が異なっている。これを、便宜的に５段階で示すと図表Ⅰ－４のようになる。

図表Ⅰ－４　「オープンデータの５つの段階」とデータ形式

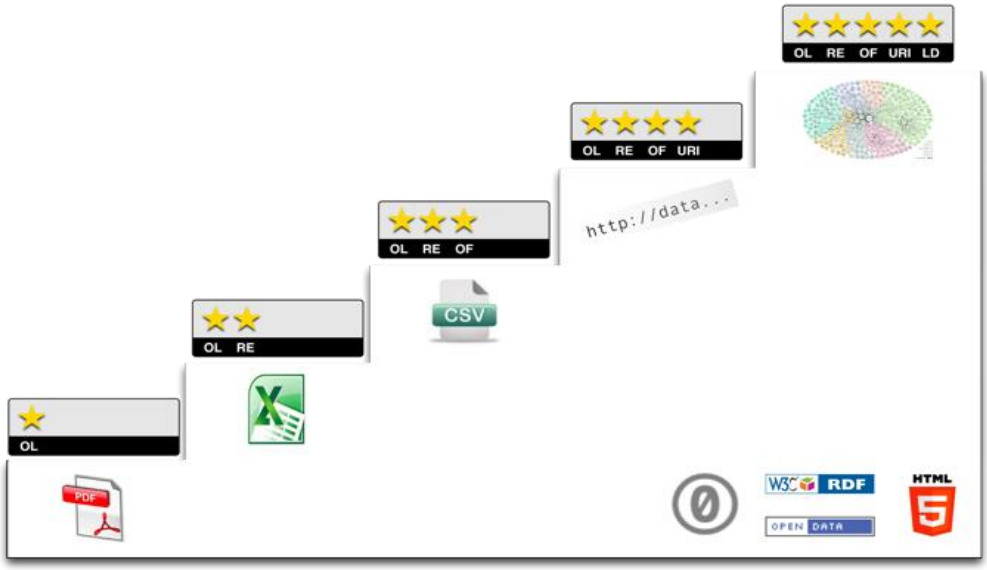

	機械可読性に関する指標	主な該当するファイル形式
★	オープンなライセンスで提供されている(データ形式は問わない／画像やPDF 等のデータでも可)	PDF・GIF・JPEG　等
★★	構造化されたデータとして公開されている（Excel や Word 等のデータ）	.xls（Microsoft Excel 形式）・.doc（Microsoft Word 形式）・shape　等
★★★	非独占の（標準化された）形式で公開されている（CSV 等のデータ）	CSV・HTML・Open Document（.odt・.ods）・Office Open XML（.docx・.xlsx）・KML・GML　等
★★★★	物事の識別にURI を利用している(他のデータから参照できる)	RDF/XML, RDF/JSON, JSON-LD Notation3, Turtle 等の RDF 形式
★★★★★	他のデータにリンクしている（Linked Open Data）	

（出所)「オープンデータガイド第１版」(平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）より作成

第Ⅱ部　オープンデータ化促進編

第Ⅱ部オープンデータ化促進編では、オープンデータ化を促進するために、オープンデータを活用することによる社会的意義や事例等を紹介するとともに、オープンデータ化のための基本事項を解説する。

1　社会資本情報のオープンデータ化の意義について

1.1 社会資本情報のオープンデータ化と利用促進の意義

⑴ 社会、経済活動の効率化

道路等の社会資本は我が国の社会、経済活動と密接に関わっており、社会資本情報をオープンデータ化することで、これらの社会、経済活動の効率化に繋がる可能性がある。

例えば、大型の車両を利用する運送事業者は、経路が通行可能であるかを事前に確認する必要があるが、道路幅員の情報や工事個所の情報がオープンデータ化されれば、経路確認の負荷を低減させられると考えられる。

⑵ 市民生活の利便性・安全性の向上

社会資本情報は、生活・福祉、防災・減災、産業振興等の施策展開に不可欠な情報である。このため、社会資本情報をこれらの施策分野の情報とともにオープンデータとして提供することによって、情報の利用者側によるマッシュアップを通して、市民生活の利便性・安全性の向上につながる可能性がある。

例えば、車椅子で利用できる移動経路や公共施設を示したバリアフリーマップ、災害時の避難所・避難経路マップ等のアプリケーションができることによって、市民生活の利便性や安全性が高まる。

⑶ 新たなマーケティング手法やサービスの創出

道路等の社会資本に関する蓄積データは膨大であり、それらの分析や、地図情報等との組み合わせにより、産業活動面において新たなマーケティング手法やサービスの創出促進に繋がる可能性がある。

例えば、社会資本の建設年次や工法、工事施工の履歴といった情報を地図情報と重ね合わせ可視化することで、地域間の比較や、過去の推移が把握でき、今後の工事発注の予測等に利用できるマーケティングデータの提供サービスが一例として挙げられる。

⑷ 都市計画や都市づくりへの住民参画の促進

社会資本情報のオープンデータ化は、自治体が立案・実行する都市計画に対し地域住民が意見やニーズを反映できる機会、また実際の都市づくりへ住民の持つ情報を積極的に活用する機会などを増大させる可能性がある。

例えば、イギリスの王立英国建築家協会では、自治体や市民などの様々な主体が有するデータを組み合わせて整理し、それを都市計画に活用する実験的取組を行っている。また、

カナダのエドモント市では、市民のツイッター情報を取り込んだ渋滞や道路工事情報などの提供を行っている。

２　社会資本情報のオープンデータ化の状況

2.1 社会資本情報の提供者と保有データ

(1) 自治体保有データのオープンデータ化の現状

自治体では、道路法の規定により作成が定められている道路台帳を管理している。道路台帳は調書と図面から構成されており、調書は道路の路線名や起点、終点、共用開始の区間や年月日、道路の面積といった基本的な情報を整理するもので、道路法施行規則によりその様式が定められている（図表Ⅱ－１、２）。図面は道路幅員や側溝の寸法等示した平面図（道路が立体的区域の場合は平面図に加えて、縦断図及び横断定規図）であり、縮尺は千分の一以上と定められている。

なお、実際に自治体が作成・管理している道路台帳調書（データベース）に記載されている事項は、図表Ⅱ－３、４（埼玉県の事例）に示されるとおり非常に多くの項目にわたっている。

図表Ⅱ－１　道路台帳の調書に記載される事項（道路法施行規則）

【道路台帳の調書に記載される事項】

調書には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。	
1	道路の種類
2	路線名
3	路線の指定又は認定の年月日
4	路線の起点及び終点
5	路線の主要な経過地
6	供用開始の区間及び年月日
7	路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳
8	道路の敷地の面積及びその内訳
9	最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
10	鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
11	有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
12	道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
13	軌道その他主要な占用物件の概要
14	道路一体建物の概要
15	協定利便施設の概要

（出所）道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）

図表Ⅱ－２　道路台帳の図面に記載される事項（道路法施行規則）

【道路台帳の図面に記載される事項】

図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の六 の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。	
1	道路の区域の境界線
2	市町村、大字及び字の名称及び境界線
3	車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
4	曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
5	縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
6	路面の種類
7	トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
8	自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が通行することができない区間をいう。）
9	道路元標その他主要な道路の附属物
10	道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
11	道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
12	交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
13	交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
14	軌道その他主要な占用物件
15	道路一体建物
16	協定利便施設
17	調製の年月日

（出所）道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）

図表Ⅱ－３　自治体における道路台帳調書に記載されている事項（埼玉県の事例）
＜区間マスターファイル（基本）を掲載＞

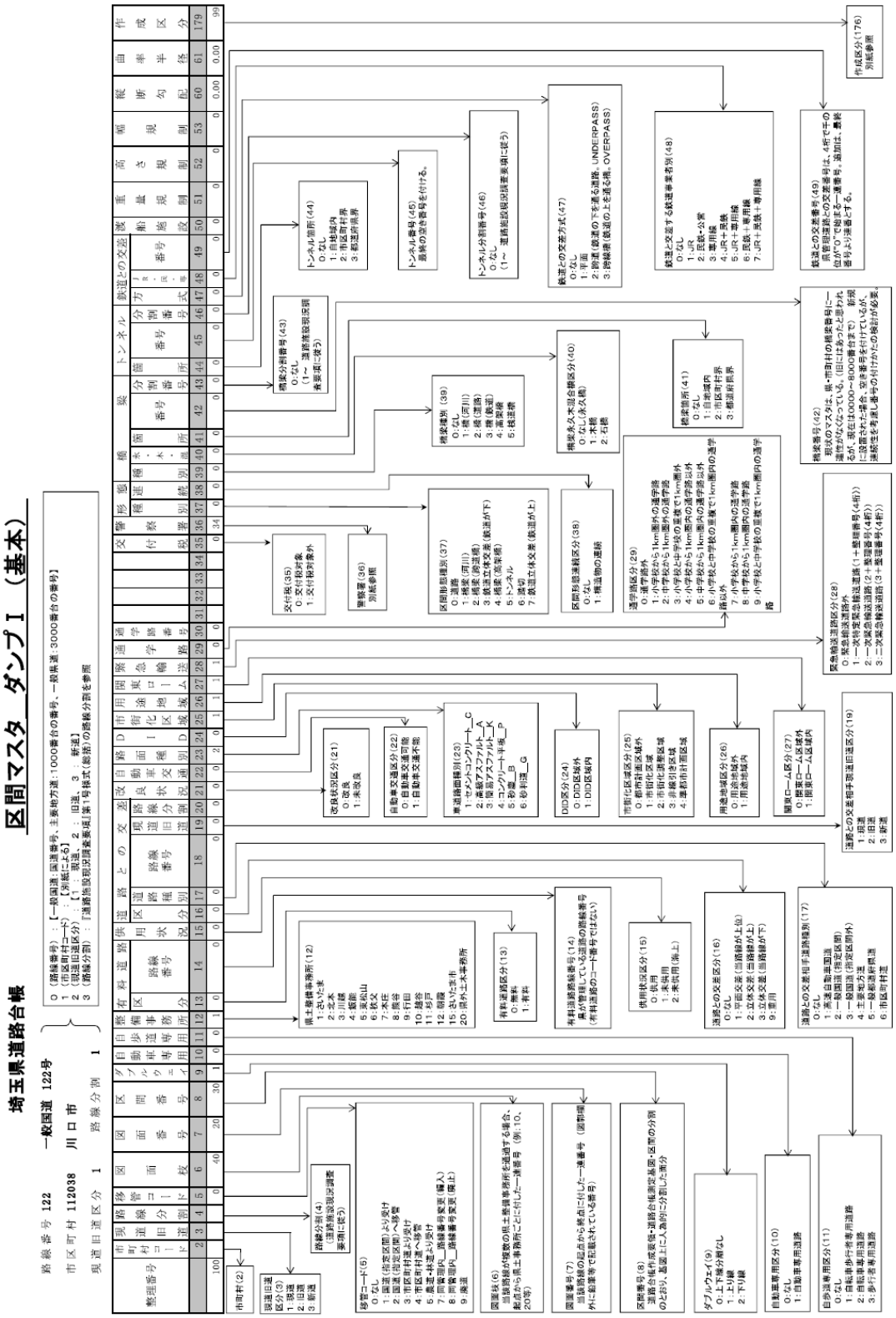

（出所）「埼玉県道路台帳作成要領」平成 24 年４月　より抜粋

図表Ⅱ－４　自治体における道路台帳調書に記載されている事項（埼玉県の事例）
＜区間マスターファイルの（延長・面積）を掲載＞

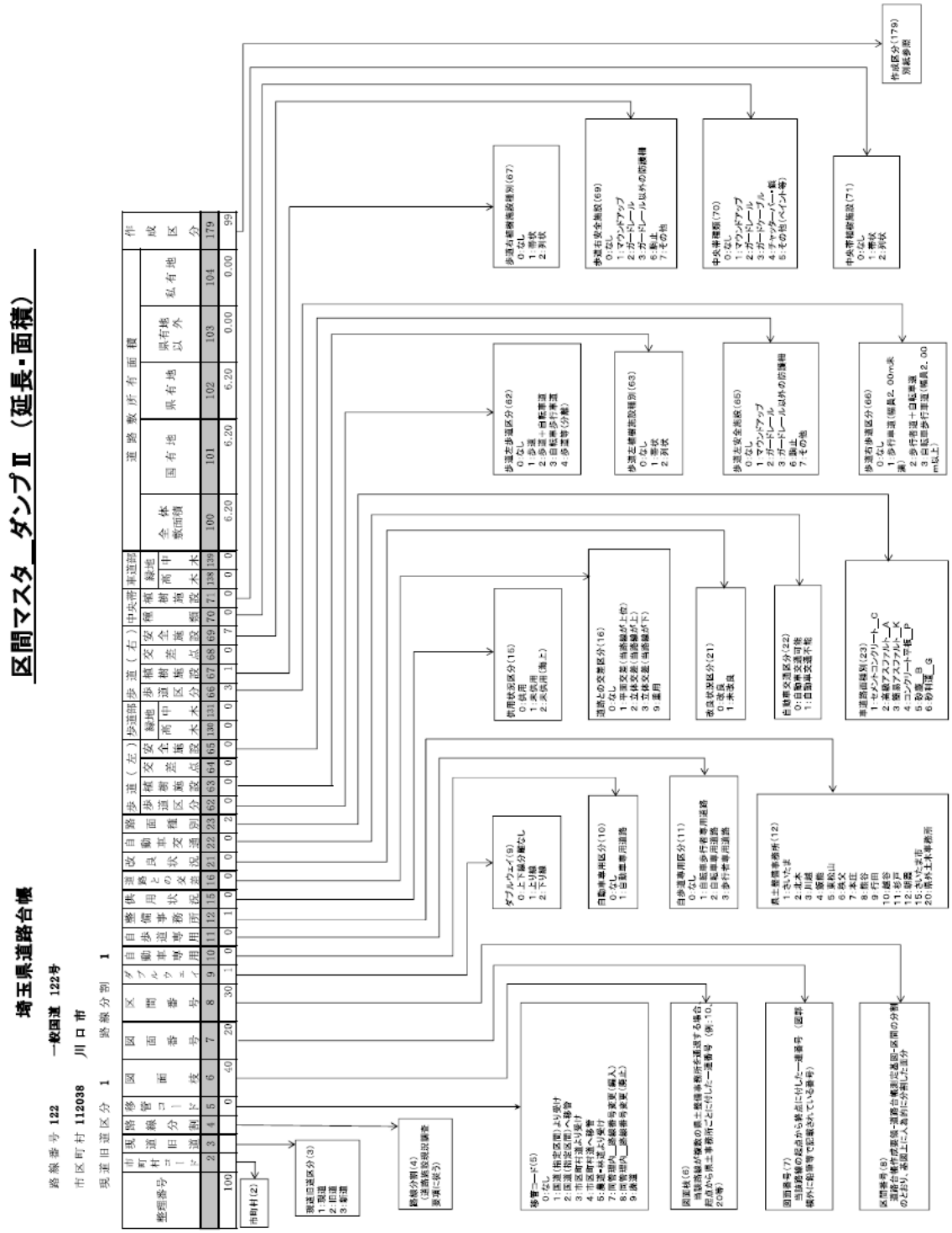

（出所）「埼玉県道路台帳作成要領」平成 24 年４月　より抜粋

⑵　高速道路会社

全国の高速道路会社やその関連企業においても、管理している道路や橋梁、トンネル、その他施設に関する諸元や点検情報がとりまとめられ、データベース管理が行われている。

2.2自治体における社会資本情報のオープンデータ化の現状

自治体においてもオープンデータの取組は急速に増えつつある。平成 26 年３月現在で、20 を超える自治体が、オープンデータの取組を始めている（図表Ⅰ－５）。他の自治体においてもオープンデータへの関心は極めて高く、今後はこうした潜在的な取組の動きがより顕在化していくと推測される。

代表的な事例を挙げると、県では、静岡県の「ふじのくにオープンデータカタログ」が先導的な取組として注目されている。市では、室蘭市、横手市、会津若松市、流山市、横浜市、鯖江市、坂井市、福岡市、武雄市などがオープンデータ化の取組を積極的に進めている。また、複数の市が連携した取組もみられる。武雄市、千葉市、奈良市、福岡市による「ビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会」が先駆的事例として挙げられる。

以上のような自治体におけるオープンデータ化の推進に向けて、国（総務省）では、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年３月 24 日、総務省）を作成し公表した。その中で、「【指針 7】オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備」が示されており、「地方公共団体は、（中略）、国のオープンデータ戦略等と十分に連携を図り、ニーズの高いデータについて精査を行ない、部局間情報連携・情報公開体制の充実を行なうこと」とされている。こうした国の施策により、自治体のオープンデータの取組は、一層加速化されていくと推測される。

図表Ⅱ－５　オープンデータの取組（Web サイトによるデータ提供）を行なっている自治体

自治体名		所在都道府県	オープンデータサイト名	URL
1	室蘭市	北海道口	むろらんオープンデータライブラリ	http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2260/odlib.php
2	横手市	秋田県	オープンデータ	http://www.city.yokote.lg.jp/sub01/cat8903.html
3	会津若松市	福島県	オープンデータの取り組み	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009122400048/
4	前橋市	群馬県	前橋市オープンデータライブラリー	http://www.city.maebashi.gunma.jp/sisei/499/509/p012146.html
5	北区	東京都	デジタル区政資料室	http://www.city.kita.tokyo.jp/cgi-bin/search/digital.cgi?search=1
6	千葉市	千葉県	ちばしオープンデータポータル（プレビュー版）	http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/opendataportal_preview.html
7	流山市	千葉県	流山市オープンデータトライアル	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/10763/index.html
			流山市議会オープンデータトライアル	http://www.nagareyamagikai.jp/bunya/basic-data/
8	横浜市	神奈川県	横浜オープンデータポータル	http://data.yokohamaopendata.jp/
9	横浜市金沢区	神奈川県	金沢区オープンデータ	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kz-opendata/
10	静岡県	静岡県	ふじのくにオープンデータカタログ	http://open-data.pref.shizuoka.jp/index.php?action=pages_view_main
11	裾野市	静岡県	裾野市のオープンデータ	http://www.city.susono.shizuoka.jp/ma/organization/susono-open-data.php
12	岐阜県	岐阜県	岐阜県オープンデータライブラリ	http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/shoko-rodo/joho-sangyo/gifu-opendata-library.html
13	金沢市	石川県	施設情報の二次利用について	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11010/opendata/
14	野々市市	石川県	オープンデータ化の推進	http://www.city.nonoichi.lg.jp/shiminkyoudou/opendata/opendata_top.html
15	内灘町	石川県	オープンデータの利用について	http://www.town.uchinada.lg.jp/webapps/www/service/detail.jsp?id=7789
16	福井県	福井県	福井県オープンデータライブラリ	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/opendata/
17	坂井市	福井県	坂井市オープンデータ	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/useful/p004787.html
18	福井市	福井県	福井市オープンデータパーク	http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/tokei/opendata/opengov.html
19	鯖江市	福井県	データ シティ鯖江	http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=11552
20	越前市	福井県	オープンデータ　越前	http://www.city.echizen.lg.jp/office/010/010/open-data-echizen.html
21	敦賀市	福井県	敦賀市オープンデータ	http://www.city.tsuruga.lg.jp/sypher/www/info/detail.jsp?id=11568
22	松江市	島根県	松江市統計情報データベース	http://ntoukei.city.matsue.shimane.jp/
23	福岡市	福岡県	福岡市サンプルデータサイト	http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/joho/shisei/BDODkyougikai_sampledata.html
24	武雄市	佐賀県	武雄市統計情報	http://www.city.takeo.lg.jp/toukei/index.html

（出所）ASPIC調べ　掲載情報は、2014年3月13日現在

2.3社会資本情報の公開／オープンデータ化の状況と入手方法

道路台帳は、二次利用しやすい形となっていないためオープンデータ化とは異なる。道路台帳の公開は道路法により定められており、誰でも閲覧可能であるが、建築確認申請時の接道幅員の確認等の目的で閲覧されることが多い（図表Ⅱ－６）。

閲覧の方法としては、各自治体の窓口に出向き、紙媒体を直接閲覧する（インターネット上では閲覧できない）ケースがほとんどである。ただし、最近一部の自治体（横浜市、港区等）で、Web 上での閲覧が可能となっている。

道路台帳は近年電子化が進んでおり、総務省自治行政局地域情報政策室が実施した地方自治情報管理概要（平成 25 年４月１日現在）によれば、都道府県では 72.3%、市町村では 53.5%が道路台帳を電子化している。

なお、自治体によっては道路台帳以外にも、橋梁の諸元や点検状況をとりまとめた橋梁台帳や、その他の道路関連施設（道路標識や道路照明等）のための管理台帳等を有しているが、これらは道路台帳と異なり、各自治体によってその様式や管理方法は様々である。

また、橋梁長寿命化計画や道路維持管理計画等の各自治体が点検結果等をもとに作成した将来計画も公開されている。

図表Ⅱ－６　道路台帳の調製・保管・閲覧に関する規定（道路法）

道路法　（昭和二十七年六月十日法律第百八十号） （道路台帳） 第二十八条　１ 道路管理者は、その管理する道路台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。 ２ 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 ３ 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

3　社会資本情報提供者におけるオープンデータ化に向けた基本事項

以下では、社会資本情報提供者が、保有する社会資本情報をオープンデータ化するにあたっての基本事項等を示している。

3.1 自治体のオープンデータ化の基本的な行動フロー

自治体が、オープンデータ化を実施するにあたっての基本的な行動フローは、オープンデータ流通推進コンソーシアム策定の「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日）において、推奨されるオープンデータの作成・公開手順が示されているが、、社会資本情報をオープンデータ化する自治体向けの行動フローを図表Ⅱ－７に示す。自治体のオープンデータ化に向けては、トップダウン型、課題解決型（ボトムアップ型）などの事前の取組アプローチが想定されるが、自治体として統一的・効率的にオープンデータ化を推進するためには、このような基本的な行動フローを参考にして進めることが考えられる。

図表Ⅱ－７　社会資本情報オープンデータ化の基本的な行動フロー　（出所）ASPIC 作成

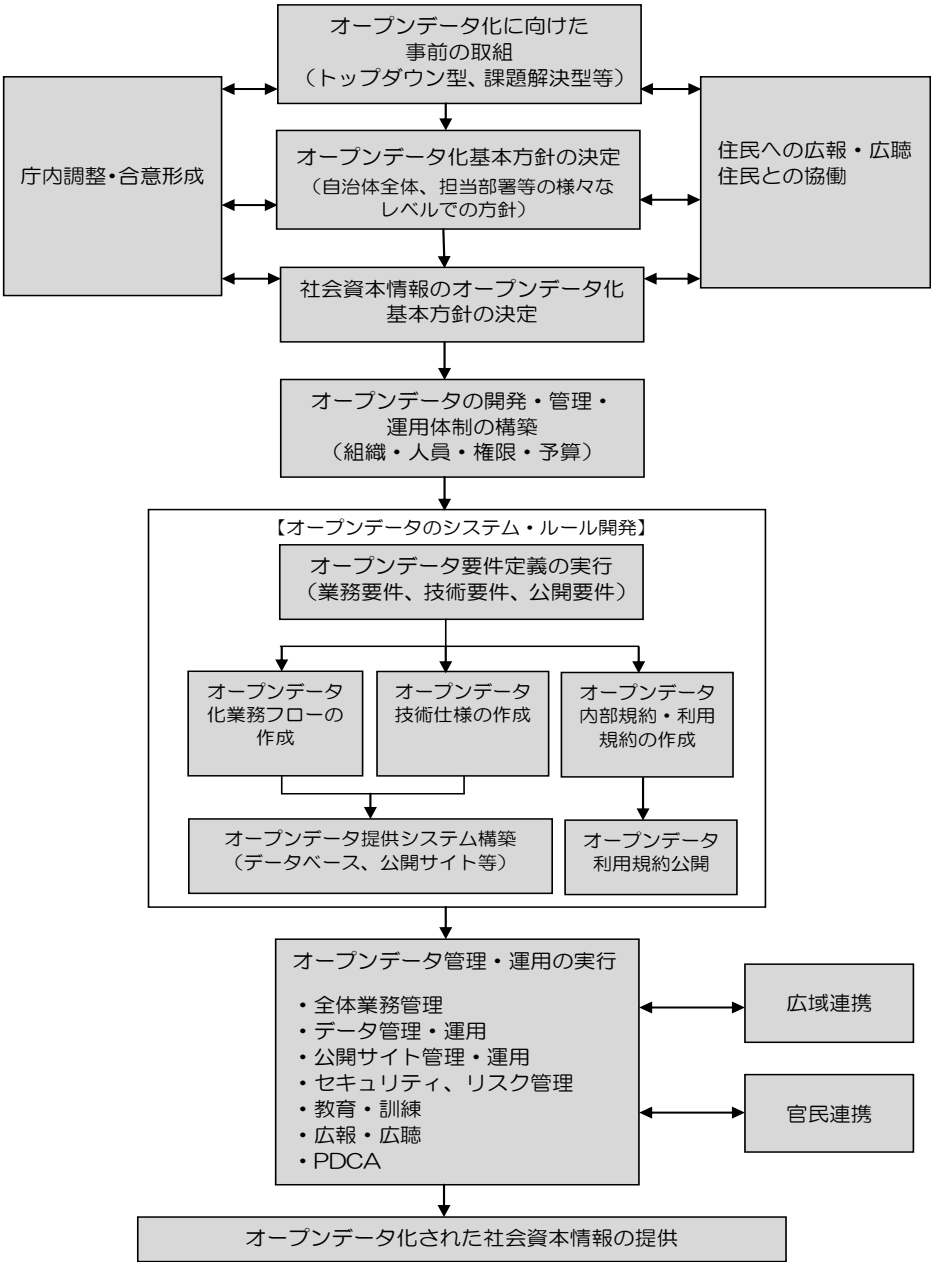

3.2　基本方針と合意形成に係る基本事項

自治体等が社会資本情報をオープンデータ化するにあたっての基本方針の決定及び合意形成の方法に関連する基本事項としては、次の点が挙げられる。

【基本方針の決定】

⑴オープンデータとして備えるべき基本的要件

オープンデータの定義は前述したとおりであり、社会資本情報のオープンデータ化の実行に際しては、まず定義に沿ったデータの要件を備えることに留意する必要がある。

⑵オープンデータ化の範囲想定

オープンデータ化の対象となる社会資本情報の範囲については、以下に示されているオープンデータの理念（図表Ⅱ－8）にしたがって、原則公開可能な情報については、全てオープンデータ化するという考え方を持つことが望ましい。

図表Ⅱ－8　オープンデータの対象となる情報の公開の理念

オープンデータの効果は、大量・多様な横断的利用や組み合わせによりもたらされることから、横断的利用や組み合わせができるデータを増やすことが重要であり、これまでインターネットを通じて公開されていなかった情報にも、新たな利用が期待できるものあることから、公開可能な情報についてはすべて公開するという理念の下、積極的にインターネットを通じて公開していくことが求められる。 また 同様の観点から独立行政法人や地方公共団体、民間企業等においても本ガイドラインによる政府の取組を参考に、オープンデータを推進することが期待される。

（出所）「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」
平成 25 年 6 月 25 日、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定

しかし、社会資本情報には、一部に個人情報が入っている場合がある。そうした場合には、社会資本情報を不特定多数に公開することは不適切であり、特定の権限と資格等を持った専門事業者等に、二次利用の対象を限定するなどの工夫も必要である。

⑶GIS による社会資本情報の公開

現在、自治体における社会資本情報は、GIS（Geographic Information System：地理情報システム）の情報として公開される場合が多い（図表Ⅱ－9）。GIS による情報公開は、技術的に容易であり、手間やコストがそれほどかからないからである。例えば、横浜市は、「よこはまっぷ」、「統計 GIS」、「横浜市行政地図情報提供システム」等の GIS によって、道路台帳図情報、都市計画図情報、公共施設情報、公共下水道台帳図情報、地盤情報等を公開している。ただし、GIS による情報公開は、Web 上での閲覧・縦覧に限定されており、データを自由にダウンロードして利用できるという意味でのオープンデータ化とは異なっている。

したがって、自治体が社会資本情報を新規に公開するにあたって、GIS の枠組みの中で提供する方法が一つの選択肢となるが、これはオープンデータ化とは異なる点に留意する必要があ

る。

図表Ⅱ－9　GIS（地理情報システム）とは

GIS（地理情報システム）とは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工／管理したり、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称です。複数のデータを地図上で重ね合わせ、視覚的に判読しやすい状態で表示できるため、分析結果の判断や管理もしやすくなります。

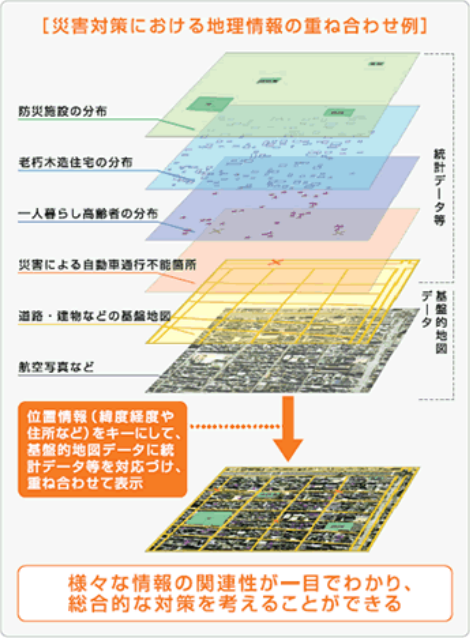

（出所）国土交通省 HP「GIS とは」より
http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/gis/guidance/guidance_1.html

⑷新たなプラットフォームの活用による社会資本情報のオープンデータ化

最近では、既存の GIS とは異なる、新しいオープンデータのプラットフォーム（カタログサイト等）を構築して、その上に社会資本情報を乗せて、オープンデータ化するという方法が出てきている。例えば、オープンデータの取組が進んでいる静岡県や鯖江市では、都市計画情報をオープンデータプラットフォーム上で直接公開し、二次利用に供している。

オープンデータプラットフォームの利用は、閲覧・縦覧及び非営利目的に限定される GIS とは異なり、当初よりデータの二次利用を前提として、情報を提供するという点に特徴がある。

⑸GIS とオープンデータが一体化した統合オープンデータとしての提供

今後の基本的な潮流（トレンド）としては、GIS による情報提供とオープンデータ化の流れが一体となり、社会資本情報が、自治体で構築・提供される統合オープンデータの重要な構成要素として位置づけられていくとの見方が多い。

したがって、社会資本情報のオープンデータ化を進めていく際には、庁内における GIS の高度化と、オープンデータ化の推進を効果的に統合していく取組を展開していくことが考えられる。

【合意形成の方法】

⑹庁内におけるオープンデータ化のメリット・成功事例の共有

上記のような方向で社会資本情報のオープンデータ化を推進していくにあたっては、庁内の合意形成、特に社会資本情報の管理・更新やデータベース作成等を所管する部署の理解と協力が必要である。

そのためには、自治体におけるオープンデータ化のメリットや成功事例、さらにはより上位のビジョン（オープンデータ化の推進により当該自治体の目指すべき姿）を庁内で共有し、関係部署の理解と協力を得るという方法もある。

⑺住民に対するオープンデータ化による地域ビジョンの提示

社会資本情報のオープンデータ化の推進に向けては、自治体がその取組を推進することに対する、住民の理解と賛同を得ることも重要である。

そのためには、社会資本情報の活用によって、子育て環境の充実した地域や災害に強い地域が形成され市民生活の利便性や安全性が高まること、また住民が都市計画（まちづくり）の立案や実行に参画できる場と機会が増大すること、などのわかりやすい地域ビジョンを示すことが考えられる。

3.3　管理・運用面に係る基本事項

⑴オープンデータの開発・管理・運用体制の構築

前述の「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）において、社会資本情報に限らず自治体全体としてオープンデータ化を推進していく場合には、全庁横断的なオープンデータの開発・管理・運用の体制を構築していくことが望ましいとされている。その理由は、オープンデータ化の推進には、データを保有している各部署との連携・調整による横断的な取組みが必要になるからである。

こうした横断的取組みを効果的・効率的に行うためには、業務推進に必要な人員、権限、予算が確保され各部署から独立した、オープンデータ化推進組織を設置することが望ましい。

⑵社会資本情報所管部署とオープンデータ所管部署との円滑な連携構築

道路関係情報をはじめとした社会資本情報は、土木関連等の部署が管理していることが一般的である。一方、オープンデータ化する情報の管理は、情報システム関連の部署であることが多い。

現状では土木関連部署等の社会資本情報所管部署が独自でオープンデデータ化を推進していくためのインセンティブは働きにくい状況であり、オープンデータ所管部署による積極的な働きかけが行われることが望ましい。

また、社会資本情報は日々更新されているものであり、公開する情報に関しても適宜更新が必要となるが、そのような場合を想定し、社会資本情報所管部署とオープンデータ所管部署とのスムーズな情報の受け渡しや集約化が行われるようなルール作り、環境構築が望まれる。

⑶継続的な蓄積情報更新のためのアウトソーシングの推進

現在、紙媒体で管理されている社会資本情報を電子化して蓄積することや、電子化された情

報を適切に更新し管理していくことは自治体にとって新たに追加される業務とも成り得る。現在、全国的に土木関連部署等の社会資本情報所管部署では職員数が減少傾向にあり、これらの新たな業務を職員が直接行うのは人的リソースの面から難しい事態も想定される。

そのような場合には、社会資本情報の電子化やその蓄積を、自治体職員が自ら行うのではなく、外部にアウトソースすることで効率的な情報の蓄積、管理が可能であると考えられる。

⑷運用規程・マニュアル類の整備

社会資本情報の公開や更新を行っていく際には、その公開サイトの運用やデータ蓄積の方法等に関する運用規定やマニュアル類を整備することが望ましい。

運用規定・マニュアル類の記載項目例としては以下が考えられる。

【自治体における社会資本情報の公開等に関する運用規定・マニュアルの記載項目例】

〇趣旨
〇用語の定義
〇管理者・運用管理の体制
〇サイトやシステムの構成
〇記載情報更新時の対応
〇障害時の対応
〇個人情報の保護・管理
〇セキュリティ

⑸職員に対するオープンデータ化の教育・啓発の実施

自治体の職員レベルにおいて、オープンデータの意味や何の情報を公開すればよいかなどの基礎的な事項が理解されていないことが一部で指摘されている。オープンデータ化の促進に向けては、こうした職員の理解と賛同が必要であることから、職員の教育や啓発の取組を行うことが望ましい。

⑹セキュリティの確保とリスク管理体制の充実

生成•蓄積される社会資本情報は、事故や災害等による散逸や消失を防ぐために、メインサーバーの他にミラーサーバーを用意するなど、二重化して保管することが望ましい。

蓄積している社会資本情報のアクセス権限は、特定事務所内限定、管轄部署内限定、提供者内全体など、レベルを分けて制限を設けて制御し、改ざん等のリスクを極力排除するよう努める必要がある。

3.4　技術面に係る基本事項

（1）社会資本情報の正確性・信頼性の向上

自治体が保有している社会資本情報のデータには、粒度が均一ではないデータも混在している。特に、位置を特定する座標データには、数字の記載ミス、測定ミス、GPS 精度の不確かさなど、実際の座標とは異なるデータが入っていることもある。（座標データは地図に表示すれば間違いがすぐにわかるため発見しやすいという特徴を持つ）。また、「空欄」になっているデータの解釈が困難な場合も多い（データがないのか、該当する項目にあてはまらないのかの

判断に困る場合）。

一般的に自治体には、オープンデータ化の対象となる情報は正確性や信頼性が担保されなければ出せない、という保守的な意識が働く。これに従うなら、自治体が社会資本情報をオープンデータ化するにあたっては、行政内部の業務で使用するより一層、情報の正確性や信頼性の向上に努める必要がある。

このような努力を行う一方で、社会資本情報をオープンデータ化する際には、二次利用に際して、全てのデータが最新状況に更新されていないこと、データの粒度が均一ではないこと、データを地図表示する際には精度の限界があること（例：大縮尺地図表記された境界線は、図面拡大時には曖昧なものになる等）などについて、利用規約やメタデータの中で明示することが重要である。

他方、民間事業者等の中には、「データの公開時には、自治体側の責任でデータの確認や修正を行なう必要はない」、「自治体保有のデータはそのまま公開すべきである」、「データのクレンジング作業は民間事業者が担うべきである」などの意見もある。また、内容に誤りがあるようなデータでも公開することで、情報サービス事業者やサービスの利用者から誤りの指摘等のフィードバックを受けて、データを改善していけるメリットがあるとの指摘もある。

(2) 社会資本情報のデータ構造・形式等の共通化の推進

社会資本情報は、非常に多様なデータによって構成されており、データセットごとのファイル形式等が異なるなど、複数データを統合して二次利用する際に、例えば次のような不都合が発生している。

■ 自治体における道路関連データの管理方法は、工種（道路、橋梁、トンネル）ごとに異なり、管理上のデータのファイル形式も異なっている（Shape ファイル、CSV ファイル、MDB ファイル、Excel ファイル、紙等）。このため、これらのデータを二次利用するにあたって、事業者側に、各々のファイル形式に合わせたプログラムの作成、ツールの準備等が必要となるケースがある。

■ 社会資本情報データ内のコードについて、データ提供元システムの著作権の関係でコード対応表を事業者側に提供できないため、事業者側で確認したいコードを１つ１つ確認しなければならないというケースがある。

■ 社会資本情報の中の路線名については、例えば「□□号線（番号記載）」、「○○○線（名称記載）」など、番号と名称の２つのパターンがあり、データの二次利用にあたって、事業者側で名寄せが必要となるケースがある。

自治体が社会資本情報の二次利用を積極的に促進するという視点に立つなら、社会資本情報をオープンデータ化していく際には、データ構造（タグの付け方、表の形式等）、データ形式（コード、フォーマット、ファイル形式等）、用語等の共通化をできるだけ進めることが望ましい[2]。

なお、データ構造・形式等の共通化にあたっては、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（平成 25 年 6 月 25 日、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に掲載されている「数値（表）、文章、地理空間情報のデータ作成に当っての留意事項」及び、「オープンデータガイド第１版」（（平成 26 年 7 月 31 日、

[2] 社会資本情報の中で、法定の道路台帳で管理されているデータの用語に関しては全国で共通化されている。一方、法定管理されていない台帳の情報については、共通化の必要な部分がある。

オープンデータ流通推進コンソーシアム）が参考になる。

(3) 社会資本情報の位置座標データの整合性の確保

社会資本情報をオープンデータ化するにあたっては、位置情報の座標系の整合性に留意する必要がある。位置座標データの整合性には、次の３つの側面がある。

ア　「緯度経度座標」と「平面直角座標（XY 座標）」の整合

自治体内部における社会資本（道路、施設等）の位置情報は、大縮尺（1／500 等）を用いるので、平面直角座標（XY 座標）が圧倒的に多い。一方、民間企業等がアプリをつくる場合は、緯度経度座標が適している（グーグルマップなどベースになる地図が緯度経度になっているため、民間からは緯度経度で出してほしいという要望が多い）。

イ　「緯度経度座標」における測地系の整合

緯度経度座標については、「日本測地系座標」と「世界測地系座標」が混在しており、整合性に留意する必要がある。その際には、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」（図表Ⅱ－１０）にも示されるように、平成 13 年の測量法改正以前の日本測地系に基づく座標は、世界測地系に基づく座標に変換することが望ましい。また、「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）においても、地理空間データについては、世界測地系を利用することが望ましいとされている。

図表Ⅱ－１０　地理空間情報におけるデータの構造の留意事項

【留意事項１】

地理空間情報のうち、位置情報に関するデータを付与する場合は、緯度経度座標を付与する。付与する際、準拠している座標参照系（世界測地系等）を明記する。

【解説】

（前段省略）なお、平成 13 年の測量法改正以降、同法第 11 条 2 項に基づき、測量の基準としては、世界測地系が使用されている。もし、法改正前の日本測地系での測量成果を使用して新たにデータを作成する場合は、国土地理院が提供する「緯度・経度を世界測地系に変換するためのソフトウェア 」により、日本測地系に基づく測量成果を世界測地系に基づく測量成果に変換することが望ましい。

（出所）「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」平成 25 年６月 25 日、各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定

＜別添＞「数値（表）、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項」

ウ　「緯度経度座標」における進法（60、10）表記の整合

自治体内部のデータでは、60 進法表記による緯度経度の表記（度・分・秒）が一般的である。しかし、民間事業者が利用する場合、システム上 10 進法の数字のほうが処理しやすい、またインターネット上の地図の緯度経度座標は 10 進法となっているなどの理由から、60 進法を 10 進法へ変換することが行われる。したがって、二次利用を促進させるためには、緯度経度座標の60進法から10進法への変換のルールを明確化にすることが望ましい。

⑷ オープンデータの属性を示す充実したメタデータの付与

社会資本情報のオープンデータ化には、情報を二次利用する者が正確にデータの属性を理解し利用できることが重要であり、そのためには充実したメタデータ（データに関する説明情報）を付与することが不可欠である。

必要なメタデータとしては、位置情報の座標系（平面直角座標／緯度経度座標、世界測地系／日本測地系等）データの時点（測量、計測時点）、データの精度・範囲、内部業務固有データの説明などが挙げられる。

なお、メタデータの付与については、「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）にも記載されているので参照のこと。

3.5　公開面に係る基本事項

⑴ 著作権等の権利関係の明確化

道路台帳地図情報については、公開している自治体の多くは、著作権は当該自治体に帰属するとしている。例えば、東京都港区は、「道路台帳の著作権は港区に帰属します」と明示している。

したがって、道路台帳地図情報に著作権が発生する場合、道路台帳地図の編集・加工・複製や営利目的での利用には、著作権者である自治体の承認が必要になる。実際は、それらを禁止している自治体が多い。例えば、前述の港区では、「道路台帳の営利目的での利用、道路台帳の編集・加工・複製、法令に違反した道路台帳の利用」の３つの行為は禁止されている。

一方で、オープンデータ化の観点から、著作権の有無、また自治体に著作権がある場合には、著作権の不行使を含めて二次利用をどこまで許諾するかについて、明確に示すことが望ましい。

⑵ GIS の情報のオープンデータ化に際しての再許諾の取得

一般的に自治体が、GIS 上で公開している民間施設（店舗・飲食店等）の情報は、公開すなわち閲覧・縦覧に対する情報所有者の許諾が得られたものである。しかし、GIS 上で公開されている情報は、オープンデータ化を前提としていないため、情報所有者からオープンデータとしての利用許諾は得られていないのが一般的である。

したがって、GIS の情報として提供されている情報のうち、民間施設の情報に係る部分をオープンデータ化するにあたっては、改めて民間施設の情報を提供している者に許諾を得る必要がある。

⑶ 社会資本情報データが「現況」と異なる場合への対応

GIS で公開されている社会資本情報には、時点の古いデータが含まれている場合がある。こうした古いデータをオープンデータとして提供した場合には、そのデータが「現況」の情報と誤解される可能性がある。例えば、道路台帳情報と工事後の現状が異なっていることもあるが、オープンデータ化されることによってそれが問題になる可能性がある。また、

複数の情報をマッシュアップして使う場合には、新・旧の情報が混在することによる正確性の低下が発生する。

このように、自治体に蓄積されデータベース化されている社会資本情報が、現況と異なる場合には、オープンデータ化する際にできるだけ現況に合わせること、メタデータとして時点を明確に表示することなどが必要である。

⑷ 個人情報や利権・利害に関わる情報への対応

自治体が保有する社会資本情報のデータには、オープンデータ化を前提としていない場合、個人情報や公開不可情報（矛盾情報等）が含まれていることがある（例：道路台帳地図に民家名の記載）。したがって、社会資本情報のオープンデータ化にあたっては、こうした個人情報や公開不可情報の削除や秘匿を、自治体の責任のもとで行なうことが必要となる。

なお、社会資本情報データ内の個人情報や公開不可情報については、オープンデータ化する際に入念な確認・修正作業が必要となること、特に図面や設計書などの構造化されていないデータについては、目視によるチェックなど手間のかかる作業が発生することを認識しておくことが望ましい。

一方、社会資本情報には、土地境界線等の市民の権利等に絡むデータが含まれている場合もある。したがって、自治体はこうした市民の権利等に関わる情報が社会資本情報に含まれている場合、どこまで責任を持って出せるかを検討することが望ましい。例えば、横浜市行政地図情報提供システムでは、利用規約に「道路台帳図情報に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については図面作成時の公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません」と記載し、自治体側に責任がないことを明示している。

⑸ 社会資本情報のオープンデータ化に伴う責任範囲の明確化

社会資本情報のオープンデータ化にともない、以下のような点に関して、社会資本情報提供者側の責任範囲を明確化しておくことが必要である。また、明確化した責任範囲は、利用規約の中に免責事項等の形で明記しておくことも重要である。

- ○データの品質（位置の精度、間違いの可能性等）に関する責任範囲
- ○データの更新・追加時期に関する責任範囲
- ○公開システムの運用（メンテナンスによる一時的な休止、サービスの中止等）に関する責任範囲
- ○データの利用に伴い利用者が損害・被害等を被った場合の責任範囲

一方、自治体が、情報のオープンデータ化を躊躇する理由の一つとして、「情報のオープンデータ化によって責任問題等が発生した場合の混乱を懸念している」という点が指摘されている。したがって、今後は、統一的な自治体と利用者間での責任分担や免責の明確なルールづくり、問題発生時の調整・解決の仕組みづくりなどに取組むことが望ましい。

⑹ オープンデータ利用規約の作成及び GIS 規約との整合性の確保

社会資本情報をオープンデータとして公開する場合には、利用規約の作成が不可欠となる。オープンデータの利用規約には、情報の二次利用は営利・非営利を問わず原則自由であることを明示することが望ましい。例えば、静岡県の「ふじのくにオープンデータカタログ」で提供されるデータについては、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1」のもとでライセンスされており、「共有 ― どのようなメディアやフォーマットでも資料を複製したり、再配布できます」及び「翻案 ― 資料をリミックスしたり、改変したり、別の作品のベースにしたりできます」(CC ライセンス「表示 2.1 日本」(CC-BY 2.1 JP) コモンズ証) と表示されている。

一方で、自治体における既存の GIS の規約では、GIS システムから得られる情報に利用制限をかけている場合が多い。例えば、上記の静岡県では、オープンデータカタログ上で公開している都市計画情報 (都市計画道路等) が GIS でも公開されており、その際の利用規約では「著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用することを禁じます」と規定されている。

このように、GIS とオープンデータが併存し、両者の規約に二次利用についての制限の面で相違がみられる場合は、両者の相違を解消し整合性を確保することが望ましい。

3.6 広域連携・官民連携の推進に係る基本事項

⑴ 広域連携の推進における基本事項

道路を代表とする社会資本の多くは、線的・面的に広域に広がり、複数の自治体にまたがっている。このため、情報を二次利用する側は、当該社会資本の広がる範囲での一体的な情報の入手を望んでいる面がみられる。例えば、陸運事業者は、輸送路決定の際に道路幅員情報を利用しているが、単独自治体だけの情報では意味がなく、利用予定道路の起終点に及ぶ広域的な情報を必要としている。

また、広域にわたる複数の自治体の社会資本情報を集約し、オープンデータ化することが有用である場合には、関連する自治体間でデータフォーマットの共通化が必要になる面も出てくる。

こうしたことから、社会資本情報のオープンデータ化は、自治体の広域連携によって進めることが望ましい。

⑵ 官民連携の推進における基本事項

先進的な自治体におけるこれまでの取組の経験によれば、自治体のオープンデータ化には、行政情報と民間情報のマッシュアップが不可欠である。しかし、民間情報を利用する場合には、例えば、GIS で公開していた民間施設情報 (店舗、飲食店等) をオープンデータ化する際に改めて許諾を取るのに苦労する。また市民の権利等に関わるデータ (土地境界線等) を行政データと融合させることによって問題が出てくるなどの点が有識者によって指摘されている。

こうした点に対応していくためには、自治体の行政情報と民間情報のマッシュアップ

データのルールづくりを進めること考えられる。

一方、オープンデータの問題の一つとして、データを出す側とそれを二次利用する事業者の間に、データの使い方等に関して、大きなコミュニケーションギャップがあることが指摘されている。

今後は、こうしたコミュニケーションギャップを埋めるとともに、オープンデータを使ったアプリ開発等で官民をコーディネートできるような機能（人・組織）を育成していくことが考えられる。

４．社会資本情報サービス事業者に明示すべき事項

4.1　著作権と二次利用範囲の明示

社会資本情報サービス事業者にとって著作権の扱いについては、非常に重要な考慮事項となるため、社会資本情報提供者は、予めオープンデータとして提供する社会資本情報を著作物とするか否かの判断を明確にしておく必要がある。また、社会資本情報を著作物とする場合には、オープンデータ化の許諾範囲、または制限範囲を明確にしておくことも必要である。

（1）　クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用

社会資本情報提供者が社会資本情報に著作権を設定し、著作物としてオープンデータ化する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下、「CC ライセンス」という。）の表示 2.1 日本（CC ライセンスに規定される著作権利用許諾条件を指す。）に準拠する事例が多い。なお、CC ライセンスの詳細については、「オープンデータガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）を参照すること。

図表Ⅱ－１１　CC ライセンスの概要

■クリエイティブ・コモンズとは：

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。

■CC ライセンスとは：

インターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツール。CC ライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどをすることができる。

■CC ライセンスの種類

CC ライセンスは、全６種類（「表示」、「表示―継承」、「表示―改変禁止」、「表示―非営利」、「表示―非営利―継承」、「表示―非営利―改変禁止」）ある。権利者は、自分の作品がどのように流通してほしいかを考え、必要に応じて適切な組み合わせのライセンスを選ぶことができる。

この中で、CC ライセンス「表示」は、原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高い CC ライセンスである。

（出所）クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのホームページ掲載情報を一部抜粋
http://creativecommons.jp/licenses/#licenses

CC ライセンスに準拠する場合には、例えば、図表Ⅱ－１２のような記述をすることが望ましい。また、著作権の対象とならない数値データ、簡単な表・グラフ等のデータを提供する場合は、CC ライセンスの適用はなく、自由に利用できる旨を記述する。

図表Ⅱ－１２　CC ライセンスに準拠する場合の記述例

対象データの提供者が著作権を有する著作物の利用（複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等）については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CC ライセンス」という。）の表示 2.1 日本（CC ライセンスに規定される著作権利用許諾条件を指す。）によるものとします。

（出典）「オープンデータ・アプリコンテスト」（オープンデータ流通推進コンソーシアム、総務省主催）の利用規約からの一部抜粋
http://www.opendata.gr.jp/2013contest/terms/index.html

なお、現在日本における CC ライセンスの中で最も制約の少ないのが、CC ライセンス「表示 2.1 日本」（CC-BY 2.1 JP）である。データの複製や再配布、リミックスや改変等営利目的での利用を含め、かなり自由度の高い二次利用が可能となっている。基本的に出典を表示すれば自由な利用を許諾するというものである。

（2）　パブリックドメインの選択

社会資本情報提供者が社会資本情報の著作権を放棄し、オープンデータ化する場合は、パブリックドメイン（public domain）を選択するという方法もある。パブリックドメインとは、著作権が発生していない状態、又は、著作権が消滅した状態のことをと呼ぶ。データがパブリックドメインになると、著作権者によって差し止めや損害賠償等の権利が行使されず、自由に利用できる。

しかし一方で、パブリックドメインには、著作者人格権との関係など法的解釈の問題が多く存在するため、実行の壁は高いとされている。こうした障壁の低減を図るために、クリエイティブ・コモンズは、CC ライセンスとは別に、万国共通の CC0 パブリック・ドメイン・デディケーション（Creative Commons Zero：Public Domain Dedication）というツールを提供している。これは、他の CC ライセンスが著作権を前提として「利用の許諾を行う」のに対して、CC0 は著作権が生じている著作物やデータについて、自発的に権利を放棄して、パブリックドメインにする試みである。

世界では、スペインとドイツの国立図書館が平成 24 年に、CC0 パブリック・ドメイン・デディケーション・ツールを利用し、書誌データを公開した[3]。その目的は、データを効果的にパブリックドメインにし、そのデータが活用される可能性を広げることとされている。また、それらのデータは Linked open data として公開されており、ウェブ上で様々なソースからのデータをリンクでつなぐことを可能にする RDF(Resource Description Framework)が用いられている。

このように自治体のオープンデータ化に向けては、CC0 パブリック・ドメイン・デディケーションの利用も選択肢の一つとなる。

なお、CC0 パブリック・ドメイン・デディケーションの詳細については、「オープンデー

[3] 「国立図書館・博物館が CC0 ライセンスでデータを公開」
More: http://creativecommons.jp/features/2012/04/4284/#ixzz2vp1DJ3p0
Under Creative Commons License: Attribution

タガイド第１版」（平成 26 年７月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）を参照のこと。

4.2　データの正確性・品質等の明示

社会資本情報サービス事業者にとって、提供されるデータの信頼性や品質は、重要な関心事項となっている。したがって、社会資本情報提供者は、誤ったデータ、不確かなデータ、解釈に迷うデータ等を確認の上減らす努力をし、二次利用に供するデータの正確性や信頼性の向上に努める必要がある。その上で、オープンデータとして公開する際には、次の事項を明示することが望ましい。

(1)　位置データの精度についての基本事項の明示

一般的に、通常の公共施設の位置データや、観光分野や福祉分野のマップ系アプリケーションで使用する位置データではそれほど高い精度は必要とされない。しかし、社会資本情報では、例えば、精度の低い土地境界線等が示されると権利等に絡む問題を引き起こす可能性がある。

したがって、社会資本情報提供者は、位置データの精度については、そもそも高い精度のデータではないこと、地図の拡大によってその表示精度はさらに下がること等の限界を示すとともに、位置の精度は一切保証しない、位置に関わる問題が発生しても一切責任は負わないなどの免責事項を明示することが望ましい。

(2)　データの品質についての基本事項の明示

社会資本情報提供者が保有しているデータは、データの時点更新頻度によって粒度にバラつきがあるなど、品質面で限界がある。

こうしたことから、社会資本情報提供者は、オープンデータ化に際して、全てのデータの最新時点への更新が追いついていないこと、データの粒度が均一ではないことなどについて、利用規約やメタデータの中で正確に示すことが望ましい。

4.3　許諾・遵守事項の明示

社会資本情報提供者は、利用規約等を通して、情報のオープンデータ化に際して許諾（許可）する事項や遵守事項を明示することが望ましい。既存の利用規約の事例にみられる許諾・遵守事項としては、概ね以下が挙げられる（図表Ⅱ－１３）。

図表Ⅱ－１３　許諾・遵守事項の例

許諾・遵守事項例	内容
著作権の対象となるデータのオープンデータ化・二次利用の許諾	社会資本情報提供者が、社会資本情報に著作権を設定している場合、オープンデータ化を推進するという方針のもとに、対象とする著作権の不行使を含めて、許諾する範囲を明示する。 許諾する範囲としては、入手した社会資本情報のデータのリミックスや改変、第三者への閲覧、複製、頒布、貸与、販売等が挙げられる。 ＜詳細は、上記「著作権と二次利用範囲の明示」の項に記述＞
著作権の対象とならないデータの二次利用の許諾	オープンデータとして提供されるデータの中で、数値データ、簡単な表・グラフ等の著作権の対象とはならないデータについては、著作権の保護対象外であり、自由に利用できる旨を示す。
著作物等への出典／クレジットの記載	オープンデータの公開サイトから入手したデータの著作物への引用、また第三者への提供の際に出典を記載することを示す。なお、CC ライセンスを利用している場合には、定められている形式でクレジットを記載すべきことを示す。
関連法令の遵守	オープンデータの二次利用に際して、関連法令を遵守することを示す。
社会資本情報の提供サイトへのリンク	社会資本情報提供者がデータを提供しているサイトへの外部からのリンクは、原則フリーとすることが望ましく、その場合にはそれを明示する。

4.4　制限・禁止事項の確認

情報提供者は、利用規約等を通して、情報の二次利用に際して制限事項、禁止事項を示している場合が多い。制限・禁止事項としては概ね以下が挙げられる（図表Ⅱ－１４）。

図表Ⅱ－１４　制限・禁止事項の例

制限・禁止事項例	内容
取得した社会資本情報への新たな著作権の設定	オープンデータとして公開される情報の中で、社会資本情報サービス事業者が、取得した社会資本情報を利用して、新たな編集著作物やデータベースの著作物を製作した場合は、新たな著作権の設定が考えられる。
公に証明する資料、申請その他資料としての利用	オープンデータとして提供された社会資本情報の中で、地図情報の表示区域等については、公に証明する資料、申請その他資料としての利用は禁止される場合がある。
取得したデータの改ざん	社会資本情報提供者から提供された情報の「改ざん」は、厳しく禁止されているので遵守しなければならない。データの改ざんとは、「オリジナルデータを改変し、それをオリジナルデータだと偽ること」等と定義し、合わせて表示する。 なお、データの「改変」については、CC-BY ライセンスのもとで、オープンデータとして提供される場合は、出典を明記したうえで自由となっている。

4.5　免責事項の明示

社会資本情報提供者は、利用規約等を通して、オープンデータ化に際して以下のような免責事項を明示することが望ましい（図表Ⅱ－１５）。

図表Ⅱ－１５　免責事項の例

免責事項	内容
社会資本情報の提供の全体に係る免責	社会資本情報提供者は、提供するデータの利用により、利用者又は第三者が、直接又は間接的に被った損失・損害等について一切責任を負わない、という趣旨を示す。
社会資本情報の正確性・信頼性等に係る免責	社会資本情報提供者は、提供するデータの正確性、信頼性、完全性、網羅性、安全性、有用性、継続性、特定目的への適合性等について一切保証しない、という趣旨を示す。
社会資本情報の改変・削除、提供サービスの停止等に係る免責	オープンデータのサイト等で提供されるデータについて、事前予告なく内容等の改変や削除、サービスの停止、サイトのアドレスの変更等を行うことがあることを示す。また、それらによって利用者にもたらされる不具合やその他一切の影響、利用者に発生する損害について、社会資本情報提供者は一切責任を負わない、という趣旨を示す。
社会資本情報の利用の際の動作環境に係る免責	社会資本情報提供者は、ファイル等のダウンロード、コンピュータ上での正常動作等について一切保証しない、という趣旨を示す。
社会資本情報の利用者の非によって発生した苦情・請求に係る免責	社会資本情報の利用者の本規約違反、もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、社会資本情報提供者は一切責任を負わない、という趣旨を示す。
社会資本情報の利用者の行動・判断に伴う結果に係る免責	社会資本情報提供者より提供された情報に基づいて、利用者が下した判断および起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、社会資本情報提供者は一切責任を負わない、という趣旨を示す。
リンク先サイトの利用によって発生した問題に係る免責	社会資本情報提供者の Web サイトからリンクされている事業者等のサイト（リンク先サイト）について、掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではないこと、またリンク先サイトの利用によって何らかの問題が発生した場合には社会資本情報提供者は一切責任を負わない、という趣旨を示す。

4.6　他の情報提供サイトの利用規約との関係の明示

オープンデータとして提供される社会資本情報が、GIS のサイトなど他の情報提供サイトにおいても公開されている場合において、オープンデータとしての利用規約と他の情報提供サイトの利用規約が異なるときに、いずれの利用規約に従うべきかを明示することが望ましい。

第Ⅲ部　二次利用促進編

第Ⅲ部二次利用促進編では、二次利用を促進するために、社会資本情報サービス事業者がオープンデータ化された情報を二次利用するための基本事項・留意事項を解説する。

1 社会資本情報提供者との関係における基本事項について

1.1 利用規約の確認

(1) 社会資本情報の利用規約の有無・内容の確認

社会資本情報サービス事業者が、オープンデータ化された情報を利用するにあたっては、利用規約や注意事項の有無を確認し、それらが存在する場合には内容を遵守する必要がある。

以下に代表的な利用規約を示すと図表Ⅲ－１である。また、CC ライセンス[4]を準拠している場合には、図表Ⅲ－２のような表示がされることもある。

図表Ⅲ－１　「データカタログサイト試行版」の利用規約

利用規約

本サイトのデータカタログにメタデータを公開しているデータ及び当該メタデータ（以下「対象データ」といいます。）は、以下の条件の下、自由に利用できます。

第１条（国の著作権）

国が著作権を有する著作物の利用（複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等）については、リソースごとのメタデータの resource_license_id 欄に記載するクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CC ライセンス」という。）の表示 2.1 日本（http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/legalcode に規定される著作権利用許諾条件を指す。resource_license_id 欄には「CC-BY」と表記。）によるものとします。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象ではありませんので、resource_license_id 欄に CC ライセンスの記載がある場合でも、当該リソースのうち、これらの対象データについては CC ライセンスの適用はなく、自由に利用できます。

第２条（第三者の権利）

対象データの中に第三者が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有している箇所や、第三者が著作権以外の権利（例：写真につき肖像権・パブリシティ権等）を有している対象データについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとします。なお、対象データの中の第三者が権利を有している部分の特定・明示等は、原則として行っておりませんので御注意ください（リソースの全体が第三者の著作物であることが明らかな場合は、その旨をリソースのメタデータの copyright 欄に明示します。）。

第３条（無保証）

対象データの内容については、その正確性・網羅性、特定の目的への適合性等一切の保証をしません。対象データを利用したことにより損害が生じても責任を負いません。

第４条（他のサイトの利用規約との関係）

対象データが、政府の他のサイトにおいても公開されている場合において、当該政府の他のサイトの利用規約（法令に定める利用条件とは別に、当該サイトにおいて独自に設けられた利用条件を

[4] クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのこと。第Ⅱ部オープンデータ化促進編の２．の「１）著作権と二次利用範囲の明示」に詳しく記載

いいます。）と本サイトの利用規約が異なるときは、本サイトの利用規約が優先するものとします。

第５条（準拠法と合意管轄）
　本サイトの利用規約は日本法に基づいて解釈されます。本サイトの利用規約及び対象データの利用に関する紛争については、当該紛争に係る対象データのデータセットのメタデータの publisher 欄に記載する組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

（利用に当たってのお願いと御注意）
・御利用の際には、 CC ライセンスの適用外の数値データ、簡単な表・グラフ等のデータについても、できれば、出所（利用する対象データを含む①データセットのメタデータの作成者欄に記載する組織名、②リソースの名称及び③リソースの URL）の表示をお願いします。また、利用状況等を把握したいと考えているため、できれば、本サイトの管理者あてに御一報をお願いします。
・利用に当たっては、関連法令を遵守してください。

（出所）「データカタログサイト試行版」のホームページ
http://www.data.go.jp/terms-of-use/terms-of-use/

図表Ⅲ－２　クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに準拠している場合の表示例

この 作品は クリエイティブ・コモンズ 表示 2.1 日本 ライセンスの下に提供されています。

（出所）クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのホームページ掲載情報を一部抜粋

なお、CC ライセンスの詳細については、「オープンデータガイド第 1 版」（平成 26 年 7 月 31 日、オープンデータ流通推進コンソーシアム）を参照すること。

1.2 データの正確性・品質等の確認と訂正

現在、公開されている、またはオープンデータとして提供されている社会資本情報の原データ（社会資本情報提供者が保有・管理している）には、粒度が均一ではないデータも含まれている。特に、位置を特定する座標データには、数字の記載ミス、測定ミス、GPS 精度の不確かさなど、実際の座標とは異なるデータが入っていることもある。また、「空欄」になっているデータの解釈が困難な場合も多い（データがないのか、該当する項目にあてはまらないのかの判断に困るなど）。

社会資本情報サービス事業者にとって、提供されるデータの正確性や品質の水準は、コストやサービス提供の品質に大きく影響することから、特に留意すべき点の一つとなる。

(1)位置データの精度について

社会資本情報の中に入っている位置データの精度については、そもそも高い精度のデータではないこと、地図の拡大によってその表示精度はさらに下がることなどに留意する必要がある。

⑵データの品質について

二次利用に供するに当たって、データの時点更新頻度によって粒度にバラつきがあるなど、品質面で限界がある等、社会資本情報サービス事業者は、このような社会資本情報提供者から示される基本事項を踏まえるとともに、自らの努力でデータの正確性や品質を高めることも、必要に応じて行うことが望ましい。

特に、社会資本情報の中で重要な位置づけにある座標データについては、座標を基に地図に表示すれば、データに誤り等がある場合、道路、橋梁、トンネル等が実際の位置との差異あるなど、データの不正確性を発見しやすい。

このような方法を用いて、データをデータクレンジング（データベースに保存されているデータの中から、重複や誤記などを探し出し、削除や修正などを行い、データの品質を高めること）していくことが望ましい。

1.3 著作権等の権利関係の確認

⑴ 社会資本情報と個人情報の関係

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

個人情報の取り扱いは、社会資本情報サービス事業者にとって非常に重要な問題となるので、提供される社会資本情報のデータに個人情報が含まれているか否かの確認を慎重に行うとともに、含まれていた場合の対処方法については、社会資本情報提供者への確認をしっかりと行うことが望ましい。

⑵ 二次利用の成果の著作権

社会資本情報の原データに著作権がなくても、そのデータを使用した二次利用の結果作成された、「編集著作物」又は「データベースの著作物」については著作権が認められる場合がある。このため、社会資本情報サービス事業者は、社会資本情報の二次利用によって作り出された成果が、編集著作物やデータベースの著作物に該当するか否かを、自ら確認することが望ましい。

⑶ 社会資本情報の公開サイト及び付随ソフトウェア/プログラムの著作権

社会資本情報の公開サイト（オープンデータの公開サイト等）及び同サイトで提供されている関連ソフトウェアの知的財産権は、作成した機関に帰属するとされる場合が多い。例えば、静岡県のオープンデータ公開サイト（「ふじのくにオープンデータカタログ」）の

利用規約では、「当サイト全体も編集著作物として、著作権の対象となっています」と明示されている。また、同サイト上で提供される付随ソフトウェア/プログラムについては、製作者に著作権が発生する。したがって、社会資本情報サービス事業者は、公開サイトや付随ソフトウェアを利用する場合、著作権の侵害とならないように留意しなければならない。

一方、社会資本情報サービス事業者が取得した社会資本情報を利用して各種のサービスを提供するサイトについては、作成した事業者に著作権が発生する。

1.4 許諾・遵守事項の確認

社会資本情報提供者は、利用規約等を通して、社会資本情報の二次利用に際して許諾する事項や遵守しなければならない事項を示している場合がある。許諾・遵守事項としては概ね以下が挙げられる。

(1) 著作権の対象となるデータの二次利用の許諾

社会資本情報提供者が、社会資本情報に著作権を設定している場合においても、オープンデータとして公開するデータについては、広く二次利用を認めている。なお、社会資本情報を GIS の情報として公開している場合には、営利目的で利用することや、無断で複製・転用することなどが禁止されているので留意が必要である。

社会資本情報の二次利用が許諾されている場合には、CC ライセンス[5]「表示 2.1 日本」（CC-BY 2.1 JP）に準拠していることが一般的である。

CC ライセンス「表示 2.1 日本」（CC-BY 2.1 JP）に準拠した場合の利用ルールは、データの複製や再配布、リミックスや改変等営利目的での利用を含め、かなり自由度の高い二次利用が可能となっている。

(2) 著作権の対象とならないデータの二次利用の許諾

社会資本情報提供者が、著作権を有するデータ（編集著作物やデータベースの著作物として認められる場合）においても、単なる事実や数値データ、簡単な表・グラフ等は、それ自体としては著作物とはならない。

したがって、これらのデータについては、著作権の保護対象外であり、社会資本情報サービス事業者は、自由に利用できる。

(3) 著作物等への出典／クレジットの記載

社会資本情報サービス事業者が、オープンデータの公開サイトから入手した社会資本情報を、著作物へ引用、また第三者へ提供する際には、出典／クレジットを記載することが求められる場合がある。特に、CC ライセンスを利用している場合には、定められている

[5] クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのこと。第Ⅱ部オープンデータ化促進編の３．の「）著作権と二次利用範囲の明示」に詳しく記載

形式でクレジットを記載することが義務付けられているので遵守する必要がある。

⑷ 関連法令の遵守

オープンデータとしての社会資本情報の利用に際して、「関連法令を遵守すること」と示される場合には、関連法令を遵守する。

⑸ 社会資本情報の提供サイトへのリンク

社会資本情報提供者が社会資本情報を提供しているサイトへの外部からのリンクについては、オープンデータのサイトである場合には、原則フリーとなっている。

1.5 制限・禁止事項の確認

社会資本情報提供者は、利用規約等を通して、社会資本情報の二次利用に際して制限事項、禁止事項を示している場合が多い。制限・禁止事項としては概ね以下が挙げられる。

⑴ 取得した社会資本情報への新たな著作権の設定

オープンデータとして公開される社会資本情報の中で、社会資本情報サービス事業者が、取得した社会資本情報を利用して、新たな編集著作物やデータベースの著作物を製作した場合は、新たな著作権の設定が考えられる。

⑵ 公に証明する資料、申請その他資料としての利用

オープンデータとして提供された社会資本情報の中で、地図情報の表示区域等については、公に証明する資料、申請その他資料としての利用は禁止される場合がある。

⑶ 取得したデータの改ざん

社会資本情報提供者から提供された社会資本情報の「改ざん」は、厳しく禁止されているので遵守しなければならない。データの改ざんとは、「オリジナルデータを改変し、それをオリジナルデータだと偽ること」等と定義される。

なお、データの「改変」については、CC-BY ライセンスのもとで、オープンデータとして提供される場合は、自由となっている。

1.6 免責事項（情報提供者側）の確認

社会資本情報提供者は、利用規約等を通して、社会資本情報の二次利用に際して、様々な免責事項を示している。免責事項としては概ね以下が挙げられる。社会資本情報サービス事業者は、こうした免責事項について留意することが重要である。

⑴ 社会資本情報の提供の全体に係る免責

社会資本情報提供者は、提供する情報の二次利用により、利用者又は第三者が、直接又は間接的に被った損失・損害等について一切責任を負わない、と明示する場合が多い。

⑵ 社会資本情報の正確性・信頼性等に係る免責

社会資本情報提供者は、提供する社会資本情報の正確性、信頼性、完全性、網羅性、安全性、有用性、継続性、特定目的への適合性等について一切保証しない、と明示する場合が多い。

⑶ 社会資本情報の改変・削除、提供サービスの停止等に係る免責

オープンデータのサイト等で提供される社会資本情報については、社会資本情報提供者から事前予告なく内容等の改変や削除、サービスの停止、サイトのアドレスの変更等を行うことがあると示される場合がある。また、それらによって利用者にもたらされる不具合やその他一切の影響、利用者に発生する損害について、社会資本情報提供者は一切責任を負わない、と明示されることが多い。

⑷ 社会資本情報の利用の際の動作環境に係る免責

社会資本情報提供者が、データファイル等のダウンロード、コンピュータ上での正常動作等の機械的な側面について一切保証しない、ということが免責事項として示される場合もある。

⑸ 社会資本情報の利用者の非によって発生した苦情・請求に係る免責

提供された社会資本情報の二次利用者が、規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、社会資本情報提供者は一切責任を負わない、と明示されることがある。

⑹ 社会資本情報の利用者の行動・判断に伴う結果に係る免責

社会資本情報提供者より提供された社会資本情報に基づいて、利用者が下した判断および起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、社会資本情報提供者は一切責任を負わない、と明示されることがある。

⑺ リンク先サイトの利用によって発生した問題に係る免責

社会資本情報提供者の Web サイトからリンクされている事業者等のサイト（リンク先サイト）について、掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではないこと、またリンク先サイトの利用によって何らかの問題が発生した場合には社会資本情報提供者は一切責任を負わない、と明示されることがある。

2　社会資本情報サービス利用者との関係における基本事項

以下は、社会資本情報サービス事業者が、オープンデータ化された社会資本情報を二次利用した高付加価値サービスを、社会資本情報サービス利用者に提供するにあたって、留意すべき事項を示している。

2.1 利用規約の作成

社会資本情報サービス事業者は、サービス提供にあたって「利用規約」を作成し公開することが望ましい。最近の社会資本情報サービスは、クラウドの形態で提供されることが一般的になっていることから、利用規約の作成にあたっては、「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針」（平成 19 年、総務省公表）、「IaaS・PaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針」（平成 23 年、総務省公表）に準拠することが望ましい。

上述のクラウド関連の情報開示指針や一般的なクラウドサービスの利用規約例を踏まえると、社会資本情報サービスの内容の違いにかかわらず、利用規約に盛り込むべき基本的項目としては、以下が想定される。

〇サービスの種類・内容、品質
〇サービスのセキュリティ対策
〇サービスの変更・停止・中止
〇サービスのサポート体制
〇サービスの会員登録、料金・決済方法
〇免責事項
〇禁止事項
〇著作権等の権利関係
〇個人情報の取扱い・保護関係
〇その他法的事項

2.2サービスの種類・内容、品質の明示

(1) サービスの種類・内容の明示

提供する社会資本情報サービスについて、種類や内容を記述する。記述のイメージとしては、例えば以下が想定される（図表Ⅲ－３）。

図表Ⅲ－３　サービスの種類・内容の記述イメージ（既存サービス事例を基に表現を加工）

サービス種類	サービスの種類・内容の記述イメージ
情報検索とりまとめ代行サービス	本業務サービスは、お客様より指定された地点・路線、地域に関する情報を収集し、指定の形式による資料、あるいは局所的な GIS データ等としてとりまとめ提供する「情報検索とりまとめ代行サービス」です。収集した情報は、印刷物、電子ファイルなどの形式で納品いたします。
総合情報提供サービス	本サービスは、日本国内での利用に限定した、インターネットを介して Web ブラウザ上で動作する社会資本情報等の提供サービスです。

	本サービスには有償のサービスと無償のサービスがあります。有償のサービスの提供については、会員であるお客様に限定しております。

(2) サービスの品質の明示

提供する社会資本情報サービスについて、利用者がサービス品質を判断するに際して参考となる情報を明示する。記述すべき事項としては、データの品質管理、サービス稼働設定値、サービスパフォーマンスの管理、認証取得、バックアップ対策・管理、SLA が想定される（図表Ⅲ－４）。

図表Ⅲ－４　サービスの品質に係る明示すべき事項

明示すべき項目		明示すべき内容
サービス品質	データの品質管理	サービスに利用する地盤情報（原データ）の品質向上のための工夫、加工データの品質管理の取り組みの内容
	サービス稼働設定値	サービス提供時間・サービス稼働時間・稼働率の実態または最低限達成しようとしている目標値 サービス停止の事故歴
	サービスパフォーマンスの管理	機器障害やシステム遅延の早期検知方法 サービスのパフォーマンス把握方法
	認証取得	プライバシーマーク、ISMS（JIS Q 27001など）、ITSMS（JIS Q 20000-1など）の認証取得の有無と名称
	バックアップ対策・管理	バックアップ対策・確認の方法や実施インターバル
	SLA （サービスレベル・アグリーメント）	当該サービスに係るSLAが契約書に添付されるか否か

2.3 サービスのセキュリティ対策の明示

事業者の提供する社会資本情報サービスについて、どのようなセキュリティ対策を講じているかを明示する（図表Ⅲ－５）。

■セキュリティ（規定等）

情報セキュリティに関する規定（基本方針、規定、マニュアル等）の有無、名称を記述する。

■セキュリティ（基盤、ストレージ）

サービス提供のシステム基盤やストレージに関して、ウイルス対策、記録、ID・パスワードの運用管理、セキュリティパッチ管理などの状況や有無について記述する。

■セキュリティ（ネットワーク）

サービス提供のネットワーク面について、ファイアウオール、ネットワーク不正侵入検知、ネットワーク監視、ウイルスチェック、ユーザ認証、記録、なりすまし対策等の状況や有無について記述する。

■セキュリティ（サーバ設置場所）

サービス提供のサーバ設置場所について、利用しているデータセンター名・事業開始年、建物利用形態、所在地、耐震・免震構造について記述する。

図表Ⅲ－５　サービスのセキュリティに係る明示すべき事項

明示すべき項目		明示すべき内容
セキュリティ（規程等）	情報セキュリティに関する規程等	情報セキュリティに関する基本方針・規程・マニュアル等文書類の有無と、有りの場合は文書類の名称
セキュリティ（基盤、ストレージ等）	ウイルス対策	ウイルス対策の有無、対策がある場合はパターンファイルの更新間隔
	記録（ログ等）	利用者の利用状況、例外処理及びセキュリティ事象の記録（ログ等）取得の有無
	ID・パスワードの運用管理	IDやパスワードの運用管理方法の規程の有無
	セキュリティパッチ管理	セキュリティーパッチの情報取得方法、評価方法、判断基準、更新手順、通常時の更新間隔、緊急時の対処方法などを定めた規程の有無
セキュリティ（ネットワーク）	ファイアウオール	ファイアウオールの有無
	ネットワーク不正侵入検知（不正パケット、サーバへの不正侵入）	不正パケット、非権限者による不正なサーバ侵入に対する検知の有無
	ネットワーク監視	事業者と契約利用者との間のネットワーク（専用線等）において障害が発生した際の通報時間
	ウイルスチェック	メール、ダウンロードファイル、サーバ上のファイルアクセスに対する対処の有無
	ユーザ認証	認証基盤を通じた個人認証（Web、サーバ）/IDパスワードによる利用者の認証の有無、認証がある場合は認証の方法
	記録（ログ等）	ネットワークの利用状況、例外処理及びセキュリティ事象の記録（ログ等）取得の有無
	なりすまし対策（事業者サイド）	第三者による自社を装ったなりすましに関する対策の実施の有無、対策がある場合は認証の方法
	その他セキュリティ対策	情報漏洩対策、データの暗号化等の対策
ハウジング（サーバ設置場所）	データセンター識別名	利用しているデータセンターの正式識別名又は簡易略称名
	データセンター事業開始年	当該データセンターの事業開始年
	建物専用形態	データセンター専用建物、オフィス建物のいずれに近いかの明示
	所在地	所在国名、日本の場合は地域ブロック名（例：関東、東北）
		特筆すべき立地条件上の優位性があれば記述（例：標高、地盤等）
	耐震・免震構造	耐震数値（震度）
		地震対策に係る建物構造（免震、制震構造等）

2.4 サービスの変更・停止・終了に係る事項の明示

事業者が提供する社会資本情報サービス内容の変更、終了、停止の可能性や、対処方法について明示する（図表Ⅲ－６）。

■サービスの変更・終了

利用者へサービス内容を追加、変更、終了する可能性がある旨を明示する。

また、サービス内容の追加、変更、終了に伴う事前告知、対応・代替措置、問合せ先等の情報を示す。

■サービスの停止

利用者への事前の予告なしに、サービスの一部又は全部を一時的に又は一定期間停止する場合があることを明示する。その場合には、事由も合わせて提示することが望ましい。事由の例としては、例えば以下のものが挙げられる。

〇本サービスに係る設備等の保守または工事を実施する場合

〇本サービスに係る設備において突発的なトラブルが発生した場合

〇通信事業者の保守および工事またはトラブル等による通信の切断

〇天災等の非常事態に起因して通信事情が著しく輻輳(ふくそう)した場合

〇事業者側が本サービスの運営上又は技術上やむを得ず一時中断が必要であると判断した場合

また、サービス停止の事前告知（時期、方法）に関する情報を示す。

図表Ⅲ－６　サービスの変更・停止・終了に係る明示すべき事項

明示すべき項目		明示すべき内容
サービスの変更・終了	サービス（事業）変更・終了時の事前告知	利用者への通知時期、通知方法 （通知時期は1ヶ月前、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月等の単位で記述）
	サービス（事業）変更・終了後の対応・代替措置	対応・代替措置の基本方針の有無、基本方針がある場合はその概略 契約終了に伴うユーザへの対応策（代替サービスの紹介等）の有無、対応策がある場合はその概略 契約終了時の情報資産（ユーザデータ等）の返却責任の有無
	サービス（事業）変更・終了に係る問合せ先	問合せ先（通常の苦情等の問合せ窓口も含む）の有無、問合せ先がある場合は名称・受付時間
サービスの停止	メインテナンス等の一時的サービス停止時の事前告知	利用者への告知時期 （1ヵ月前、3ヵ月前、6ヵ月前、12ヵ月前等の単位で記述）
		告知方法
		短い告知時期での緊急メンテナンスの有無
	障害・災害発生時の通知	障害発生時通知の有無

2.5 サービスのサポート体制に係る事項の明示

サービスサポート体制については、サービス窓口の情報（営業日・時間、サポート範囲・手段）、サービス保証・継続（事故発生時の責任と補償範囲）についての情報を明示する（図表Ⅲ－７）。

図表Ⅲ－７　サービスのサポート体制に係る明示すべき事項

明示すべき項目		明示すべき内容
サービス窓口 （苦情受付）	営業日・時間	営業曜日、営業時間（受付時間）
		営業時間外の対応の可否
	サポート範囲・手段	サポート範囲
		連絡手段（電話/FAX、電子メール等）
サービス保証・継続	事故発生時の責任と補償範囲	事業者の事故責任の範囲と補償範囲が記述された文書の有無

2.6 サービスの会員登録、料金・決済方法の明示

(1) サービスの会員登録に係る事項の明示

サービス利用に会員登録（有償）が必要な場合は、会員登録の手続きと留意事項、退会方法と条件等について明示する。

(2) サービスの料金・決済方法の明示

事業者が提供する社会資本情報サービスの料金及び決済方法について、明示する（図表Ⅲ－８）。

■サービスの課金方法と料金体系

当該サービスの登録・入会に伴う料金、サービスの利用料金の課金方法と料金体系を明示する。

■料金の決済（支払い）方法

当該サービスの料金の決済方法（口座振替、金融機関振り込み等）を示す必要がある。

■解約に係る事項

利用者からの当該サービスの解約方法、ペナルティの有無、解約事前受付期限などの情報を示す。

図表Ⅲ－８　サービスの料金・決済方法等に係る明示すべき事項

明示すべき項目		明示すべき内容
サービス料金・解約	課金方法	従量部分、固定部分別の課金方法
	料金体系・金額	初期費用額、月額利用額、最低利用契約期間 ※サービスごとの詳細料金表等は別添する
	支払方法	クレジットカード決済、電子マネー決済等の支払方法
	解約時ペナルティ	解約時違約金（ユーザ側）の有無、違約金がある場合はその額
	利用者からの解約事前受付期限	利用者からのサービス解約の申請時の受付期限の有無、ある場合はその期限（何日・何ヶ月前かを記述）

2.7　免責事項の明示

社会資本情報サービス事業者の免責事項を明示する。免責事項は、取り扱っている社会資本情報のデータ、サービスなどについて明示することが必要である。免責事項としては、例えば以下が想定される。

(1) 社会資本情報のデータの精度等に係る免責事項

社会資本情報の原データ（社会資本情報提供者から取得したオリジナルのデータ）については、そのまま提供する場合には、次の点について明示する。

○ 社会資本情報のデータの正確性、信頼性、完全性、網羅性、安全性、有用性、継続性、特定目的への適合性等についていかなる保証もできないこと

○ 社会資本情報は、何らの公的な効力や私的な拘束力を有するものではないこと

○ 提供する社会資本情報と実際の社会基盤の状況に相違のある可能性があること

また、原データを基に加工した加工データについても、原データの正確性の度合いが加工データに反映されることなどから、加工データの精度や内容等の正確性、完全性、有用性等も保証されないことの明示することが望ましい。

さらに、社会資本情報サービス利用者が社会資本情報（原データ、加工データを問わず）を利用した結果、利用者または第三者が直接的または間接的に被ったいかなる損害についても免責となる旨を記述することが望ましい。

(2) サービス内容の変更・停止・中止に係る免責事項

サービス内容の変更または停止・中止に伴って、社会資本情報サービス利用者または第三者に直接的または間接的に発生したいかなる損害についても補償しない旨を記述することが望ましい。

また、社会資本情報サービス事業者が提供するサービスサイトにおいて、利用者自らが特定地点を検索し社会資本情報の入手等のサービスを受ける場合、希望する特定地点のサービスが受けられないことにより利用者に発生したいかなる損害についても責任を負わないことを明記することが望ましい。

(3) サービス提供の動作環境に係る免責事項

サービスの利用にあたって、利用者側のコンピュータ上での正常な動作についても、保証できない旨を明示することが望ましい。

2.8　禁止事項の明示

社会資本情報サービス利用者への禁止事項を明示する。禁止事項としては、例えば以下が想定される。

(1) 権利侵害等に係る禁止事項

○会員登録したユーザ ID・パスワードを第三者に譲渡または貸与する行為

○事業者、他の利用者、第三者等の著作権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

○事業者、他の利用者、第三者等の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為

○事業者、他の利用者、第三者等に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為

○事業者の承認なく当該サービスを通じて、もしくは当該サービスに関連して営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為

(2) 社会的な禁止事項

○公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の利用者もしくは第三者に提供する行為

○犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。

○事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為

(3) 当該サービスに対する禁止事項

○当該サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為

○当該サービスの信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為

○当該サービスを通じて、または当該サービスに関連してコンピューターウィルス等有害なプログラムを使用し、もしくは提供する行為

○その他、事業者が不適切と判断する行為

2.9 著作権等の権利関係に係る基本事項の明示

社会資本情報サービス利用者が留意すべき、社会資本情報等の著作権等の権利関係に係る基本事項を明示する。明示すべき事項としては、例えば、以下が想定される。

(1) 著作権に係る基本事項

利用者に対して、第三者に提供することを目的とした社会資本情報の加工、再利用及び再配信することなどの禁止

事業者が公開された社会資本情報を使用して、情報の加工・編集、図の作成、データベースの作成を行った場合には、それらが著作権法上の著作物（編集著作物、データベースの著作物

などの二次的著作物[6]）に該当すること

また、事業者自らが制作した地図、図面・図表やプログラムなども、「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」、「プログラムの著作物」に該当する場合には、著作物となること

⑵ 地図情報を利用する場合の基本事項

提供サービスの中で、地図情報（地図およびそれに関連する情報）を扱う場合は、著作権等が複雑になるため、別途「地図の複製、出力、印刷等に関する注意事項（仮称）」などの規定を作成し、それに従うこと

特に、国土地理院の地図とセットとする場合は、国土地理院の「刊行物に少量の地図を挿入する場合の規定」などに従うこと。

また、地図情報については、無断で複製、改変、送信等を行なうことや、営利目的に使用することはできない旨を表示

⑶ 社会資本情報提供者が課す制限事項

社会資本情報提供者が利用上の制限事項を設定する場合がある。この場合、利用者に対して、社会資本情報提供者が設定している制限事項の記述をそのまま再掲する。また、社会資本情報提供者による制限事項が明確ではない場合には、「提供される情報には、社会資本情報提供者から取扱い等に関する制限が課せられている場合があるため、詳細は社会資本情報提供者のホームページを参照すること、または直接問合せること」などの記述をすることが望ましい。

2.10 個人情報の取扱い・保護に係る事項の明示

個人情報の取扱いと保護に係る以下の事項について明示する。

〇利用者から取得する個人情報の種類、入手方法等

〇利用者から取得した個人情報の利用目的

〇利用者から取得した個人情報の第三者への開示の範囲・目的等

〇利用者から取得した個人情報保護の方針・措置

〇利用者から取得した個人情報の利用者による確認・訂正の方法

2.11 その他法的事項の明示

事業者は、利用者との間で生ずる紛争等の第一審の管轄裁判所、規約に関する準拠法（日本法）について明示する。

---

[6]著作権法　第二条十一　　二次的著作物　著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

参考資料

＜社会資本情報を利用した情報サービス事例＞

社会資本情報サービス事業者が社会資本情報を利用して提供している／提供可能なサービス事例としては、例えば以下が挙げられる。なお、サービスは、二次利用領域を中心に一次利用領域も含めた範囲を対象とした。

図表　社会資本情報を利用したサービス事例

	サービスタイプ	サービス名	サービス内容	既存事例／今後の可能性
二次利用領域	高付加価値	位置座標情報変換サービス	行政内部で管理している社会資本データの「平面直角座標（XY 座標）」を、二次利用に供する際に「緯度経度座標」へ変換する。	今後ニーズが高まると有識者予想
	高付加価値	社会資本維持管理コスト試算サービス	社会資本維持管理業務の包括受託者である民間事業者が、必要コストの見積もりを独自に行い、効率的な維持管理業務を行う。	今後ニーズが出てくるとの意見あり
	プラットフォーム／コンテンツ	社会基盤情報プラットフォーム提供サービス	会費制を取り、会員（企業、大学等）に対して社会基盤情報のデータと検索システムを提供する。道路関係では、道路基盤地図情報、道路供用開始公示情報、道路管理データ等が提供されている。	社会基盤情報流通推進協議会（AIGID）の提供サービス
	プラットフォーム	地理空間情報共有プラットフォーム	GIS コンテンツの共有と利用に向けた、マップ、アプリケーション、データの作成・共有及びそれらにアクセスするためのクラウドベースのプラットフォームを提供する。	ArcGIS Online（esri ジャパン）
一次利用領域	プラットフォーム	道路台帳管理システム提供サービス	道路台帳の調書を路線・区間などの登録した属性情報から自動作成する。GIS 上でポリゴンやライン図形で道路図面管理を行う。	道路台帳管理システム（A 社）
	プラットフォーム	道路台帳図面作成システム提供サービス	道路台帳図を作成し、そのデータを骨格として道路台帳帳票を生成する。	調書レベル道路台帳図作成システム（B 社）

＜ガイド使用図表の二次利用について＞

図表Ⅱ-9

（注）本図表については、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、国土交通省に無断で転載等を行うことはできません。また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。図表の内容の全部または一部について、国土交通省に無断で改変を行うことはできません。